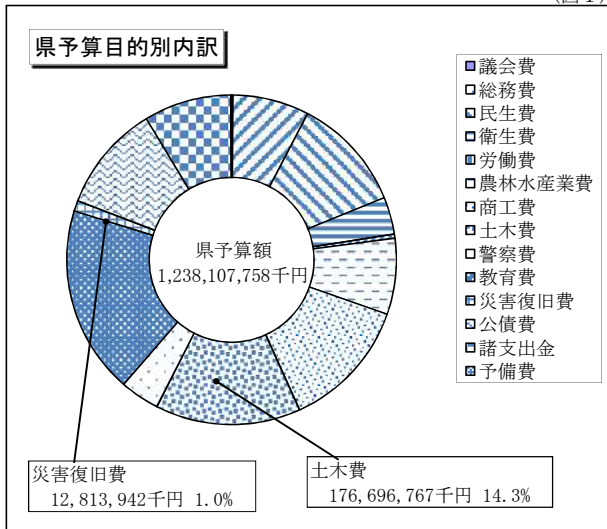


Ⅱ 予 算

Ⅱ-1 令和6年度当初予算(一般会計)の概要

(1) 予算 目的別内訳

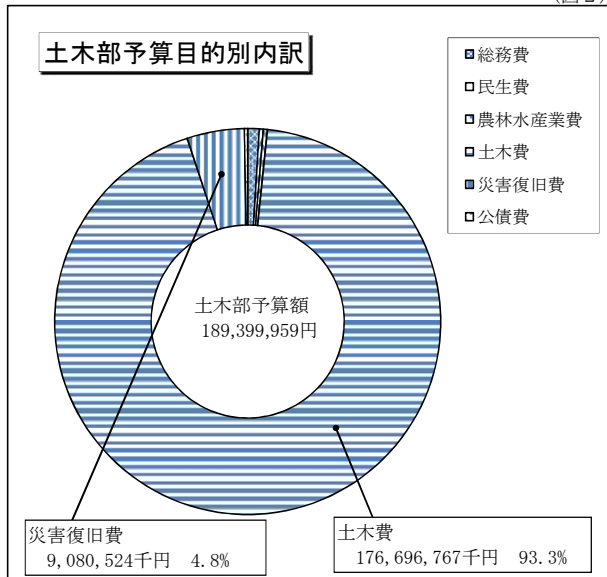
(図1)



(単位:千円、%)

款	予算額	構成比
議会費	1,820,479	0.1
総務費	92,831,373	7.5
民生費	138,697,648	11.2
衛生費	45,355,623	3.7
労働費	4,942,373	0.4
農林水産業費	92,255,999	7.5
商工費	159,327,348	12.9
土木費	176,696,767	14.3
警察費	47,949,865	3.9
教育費	228,115,975	18.4
災害復旧費	12,813,942	1.0
公債費	130,394,363	10.5
諸支出金	105,906,003	8.5
予備費	1,000,000	0.1
合計	1,238,107,758	100.0

(図2)



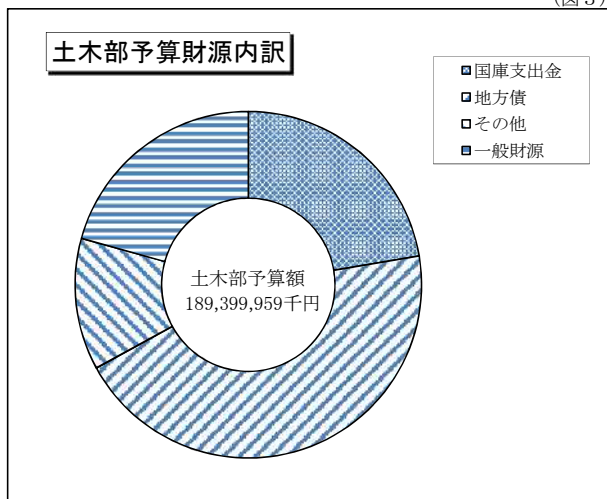
(単位:千円、%)

款	予算額	構成比
総務費	1,823,401	1.0
民生費	627,830	0.3
農林水産業費	647,203	0.3
土木費	176,696,767	93.3
災害復旧費	9,080,524	4.8
公債費	524,234	0.3
合計	189,399,959	100.0

※土木部予算 189,399,959千円は、
県予算 1,238,107,758千円の 15.3%を占める。

(2) 土木部予算 財源内訳

(図3)

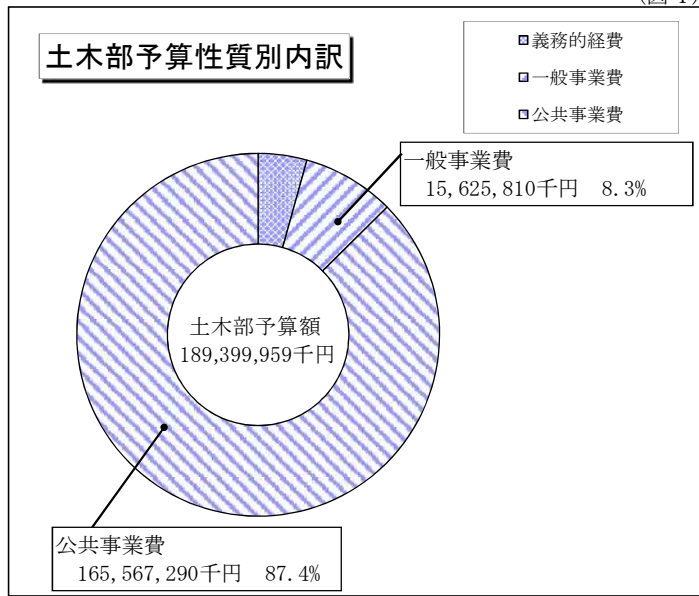


(単位:千円、%)

財源	予算額	構成比
国庫支出金	42,330,919	22.3
地方債	84,617,900	44.7
その他	23,295,518	12.3
一般財源	39,155,622	20.7
合計	189,399,959	100.0

(3) 土木部予算 性質別内訳

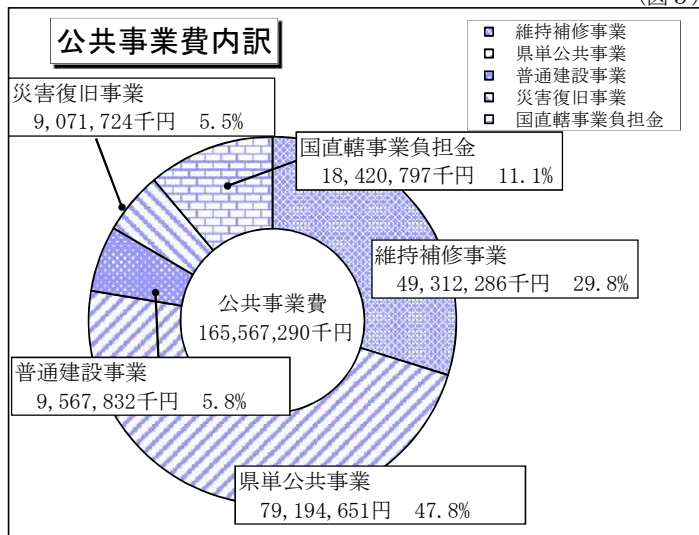
(図4)



(単位：千円、%)

性質	予算額	構成比
義務的経費	8,206,859	4.3
一般事業費	15,625,810	8.3
公共事業費	165,567,290	87.4
合計	189,399,959	100.0

(図5)

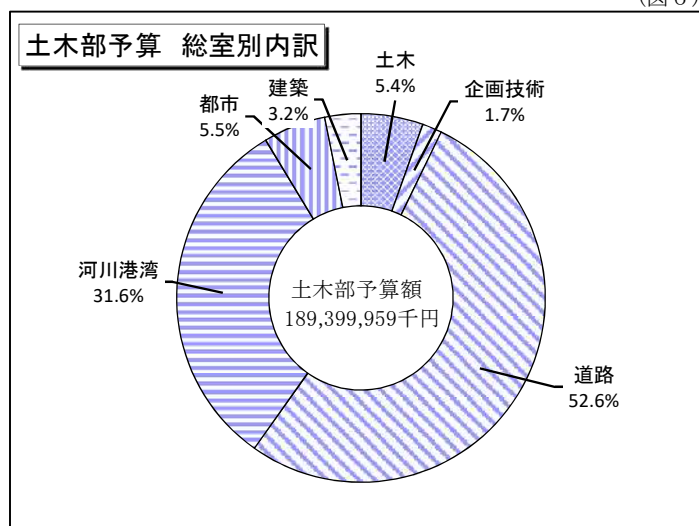


(単位：千円、%)

性質	予算額	構成比
公共事業費	165,567,290	100.0
維持補修事業	49,312,286	29.8
県単公共事業	79,194,651	47.8
普通建設事業	9,567,832	5.8
災害復旧事業	9,071,724	5.5
国直轄事業負担金	18,420,797	11.1

(4) 土木部予算 総室別内訳

(図6)



(単位：千円、%)

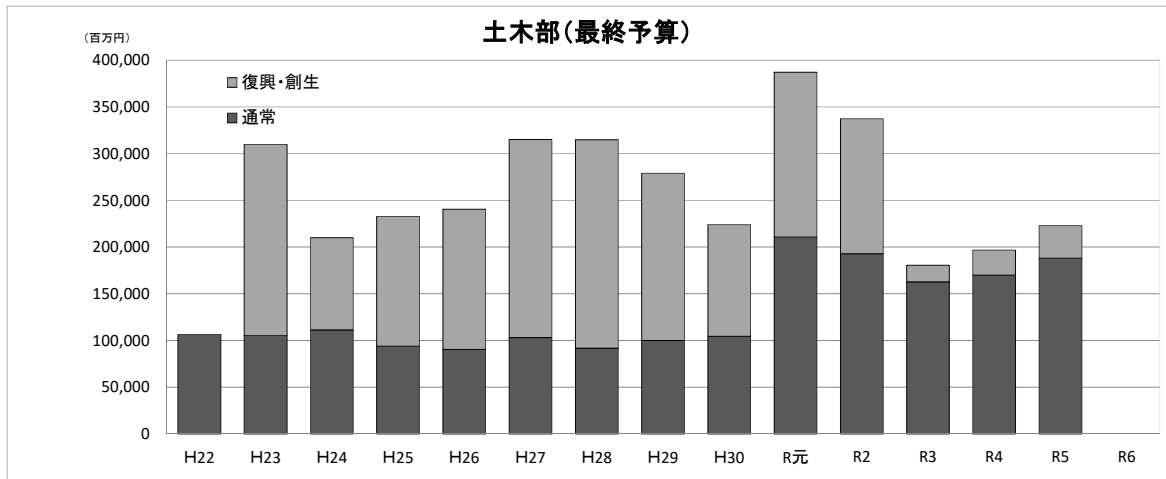
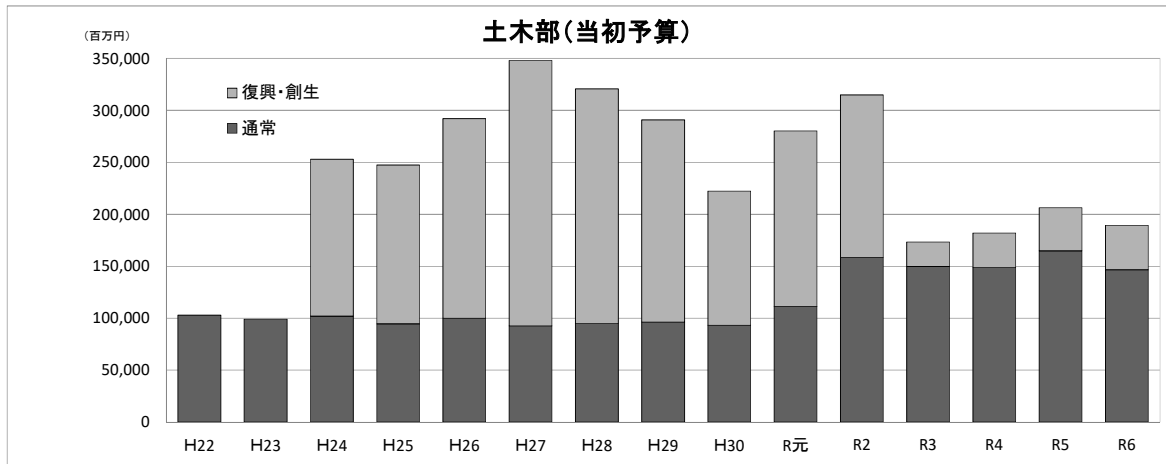
総室	予算額	構成比
土木	10,320,079	5.4
企画技術	3,273,594	1.7
道路	99,679,726	52.6
河川港湾	59,762,218	31.6
都市	10,376,039	5.5
建築	5,988,303	3.2
合計	189,399,959	100.0

(5) 予算額の推移

(単位:百万円、%)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	
県予算	当初予算額(A)	902,220	900,034	1,576,352	1,731,970	1,714,513	1,899,421	1,881,925	1,718,373	1,447,212	1,460,328	1,441,836	1,258,514	1,267,677	1,338,249	1,238,108
	対前年比(%)	103.1	99.8	175.1	109.9	99.0	110.8	99.1	91.3	84.2	100.9	98.7	87.3	100.7	105.6	92.5
	最終予算額(B)	930,097	2,371,475	1,806,823	1,773,702	1,990,269	2,050,552	2,083,573	1,547,200	1,341,239	1,513,704	1,515,199	1,395,163	1,325,155	1,287,658	-
土木部 予算	当初予算額(C)	102,993	99,050	252,945	247,487	292,054	348,043	320,767	290,967	222,300	280,205	314,974	173,316	181,941	206,260	189,400
	対前年比(%)	94.3	96.2	255.4	97.8	118.0	119.2	92.2	90.7	76.4	126.0	112.4	55.0	105.0	113.4	91.8
	Cのうち復興・創生	0	0	150,812	152,819	191,966	255,502	226,042	194,744	129,037	168,746	156,465	23,533	33,217	41,439	42,686
	対前年比(%)	-	-	皆増	101.3	125.6	133.1	88.5	86.2	66.3	130.8	92.7	15.0	141.2	124.8	103.0
	最終予算額(D)	106,398	309,851	209,984	232,871	240,385	315,146	314,904	279,085	223,902	387,240	337,196	180,464	196,694	222,856	-
	対前年比(%)	82.6	291.2	67.8	110.9	103.2	131.1	99.9	88.6	80.2	173.0	87.1	53.5	109.0	113.3	-
構成比	当初予算額(C)/(A)	11.4	11.0	16.0	14.3	17.0	18.3	17.0	16.9	15.4	19.2	21.8	13.8	14.4	15.4	15.3
	最終予算額(D)/(B)	11.4	13.1	11.6	13.1	12.1	15.4	15.1	18.0	16.7	25.6	22.3	12.9	14.8	17.3	-

※「最終予算額」は、R4までは最終専決後、R5は2月補正後の額であること。



II-2 令和6年度県当初予算(一般会計)

(単位：千円、%)

区分	県(A)	構成比(%)	土木部(B)	構成比(%)	(B)/(A)
議会費	1,820,479	0.15%			
総務費	92,831,373	7.50%	1,823,401	0.96%	2.0%
民生費	138,697,648	11.20%	627,830	0.33%	0.5%
衛生費	45,355,623	3.66%			
労働費	4,942,373	0.40%			
農林水産業費	92,255,999	7.45%	647,203	0.34%	0.7%
商工費	159,327,348	12.87%			
土木費	176,696,767	14.27%	176,696,767	93.29%	100.0%
警察費	47,949,865	3.87%			
教育費	228,115,975	18.43%			
災害復旧費	12,813,942	1.04%	9,080,524	4.80%	70.9%
公債費	130,394,363	10.53%	524,234	0.28%	0.4%
諸支出金	105,906,003	8.55%			
予備費	1,000,000	0.08%			
合計	1,238,107,758	100.00%	189,399,959	100.00%	15.3%

II-3 令和6年度土木部当初予算

(1) 一般会計

(単位：千円)

科目 (款項目)	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
総務費	1,823,401	667,315	725,200	292,411	138,475
総務管理費	371,086			292,411	78,675
財産管理費	371,086			292,411	78,675
企画費	199,835	187,335			12,500
地域振興費	199,835	187,335			12,500
自治振興費	1,250,000	477,500	725,200		47,300
市町村振興費	1,250,000	477,500	725,200		47,300
統計調査費	2,480	2,480			
建設統計調査費	2,480	2,480			
民生費	627,830	262,233	90,900	2,363	272,334
社会福祉費	101,000		90,900		10,100
社会福祉総務費	101,000		90,900		10,100
災害救助費	526,830	262,233		2,363	262,234
災害救助費	526,830	262,233		2,363	262,234
農林水産業費	647,203	215,600	307,500	15,156	108,947
水産業費	647,203	215,600	307,500	15,156	108,947
漁港管理費	100,703	5,600		15,156	79,947
漁港改良費	53,000		52,800		200
漁港建設費	493,500	210,000	254,700		28,800
土木費	176,696,767	31,172,728	81,062,300	18,335,652	46,126,087
土木管理費	12,473,884	116,820	1,236,700	303,928	10,816,436
土木総務費	10,192,858	27,720	130,300	183,170	9,851,668
建設業指導監督費	129,110			120,758	8,352
生活基盤緊急改善費	2,151,916	89,100	1,106,400		956,416
道路橋りょう費	97,939,849	25,478,525	38,588,700	8,925,622	24,947,002
道路橋りょう総務費	1,221,272	5,080		15,910	1,200,282
道路橋りょう維持費	35,393,486	5,402,158	17,594,800	4,704,655	7,691,873
道路橋りょう改良費	7,651,835		7,116,800	4,400	530,635
道路橋りょう整備費	43,679,145	20,071,287	3,953,400	4,200,657	15,453,801
国直轄道路事業費負担金	9,993,000		9,923,700		69,300
高速道路整備費	1,111				1,111
河川海岸費	44,872,865	3,286,929	36,133,100	2,809,818	2,643,018
河川海岸総務費	13,701,116	59,730	11,148,700	1,588,950	903,736
河川海岸改良費	14,299,418		13,596,900	25,876	676,642
河川事業費	3,352,754	1,342,140	1,120,200	537,814	352,600
海岸事業費	210,000	100,000	98,600		11,400
ダム事業費	745,294	203,481	303,100	221,059	17,654
河川等災害関連費	1,535,297	856,978	552,800	63,711	61,808
砂防施設費	3,283,535		2,902,500	332,808	48,227
砂防事業費	1,557,300	724,600	707,200	30,600	94,900
水防費	40,754		29,900	9,000	1,854
国直轄河川事業費負担金	6,147,397		5,673,200		474,197

(単位：千円)

科目 (款項目)	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
港湾費	5,395,256	161,000	2,849,600	1,432,966	951,690
港湾管理費	2,653,265		405,800	1,432,966	814,499
港湾改良費	234,791	53,000	124,800		56,991
港湾建設費	226,800	108,000	106,700		12,100
国直轄港湾事業費負担金	2,280,400		2,212,300		68,100
空港費	1,413,862	356,000	358,400	15	699,447
空港建設費	354,400	175,000	160,400		19,000
空港管理費	1,059,462	181,000	198,000	15	680,447
都市計画費	9,611,289	882,079	769,000	3,699,095	4,261,115
都市計画総務費	4,441,377			1,639,872	2,801,505
都市施設改良費	619,483	6,503	12,200		600,780
都市計画事業費	4,550,429	875,576	756,800	2,059,223	858,830
住宅費	4,989,762	891,375	1,126,800	1,164,208	1,807,379
住宅総務費	995,695	78,716		89,253	827,726
住宅管理費	1,639,766	8,510		730,205	901,051
住宅建設費	2,345,155	804,149	1,126,800	335,604	78,602
特定優良賃貸住宅費	9,146			9,146	
災害復旧費	9,080,524	5,903,084	2,432,000		745,440
農林水産施設災害復旧費	343,000	220,981	121,700		319
漁港災害復旧費	343,000	220,981	121,700		319
土木施設災害復旧費	8,737,524	5,682,103	2,310,300		745,121
土木災害復旧費	8,419,524	5,477,229	2,197,500		744,795
港湾災害復旧費	318,000	204,874	112,800		326
公債費	524,234				524,234
公債費	524,234				524,234
元金	524,234				524,234
合計	189,399,959	38,220,960	84,617,900	18,645,582	47,915,517
(一般財源使用可能額)	0	4,109,959		4,649,936	-8,759,895
再計	189,399,959	42,330,919	84,617,900	23,295,518	39,155,622

(2) 特別会計

①福島県土地取得事業特別会計

(単位：千円)

科目 (款項目)	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
土地取得事業費	1,650,000			1,650,000	
公共用地取得事業費	1,650,000			1,650,000	
道路事業費	1,050,000			1,050,000	
用地取得円滑化対策事業費	100,000			100,000	
公共用地取得費	500,000			500,000	
繰出金	1,650,000			1,650,000	
基金繰出金	1,650,000			1,650,000	
土地取得基金繰出金	1,650,000			1,650,000	
合計	3,300,000			3,300,000	

②福島県港湾整備事業特別会計

(単位：千円)

科目 (款項目)	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
小名浜港湾整備事業費	3,589,751		859,700	2,730,051	
ふ頭埋立造成費	2,001,326		509,800	1,491,526	
ふ頭埋立造成費	510,000		509,800	200	
公債費	981,526			981,526	
一般会計繰出金	509,800			509,800	
荷役機械整備費	1,513,447		349,900	1,163,547	
荷役機械建造費	350,000		349,900	100	
荷役機械管理運営費	117,381			117,381	
公債費	696,166			696,166	
一般会計繰出金	349,900			349,900	
上屋管理運営費	39,881			39,881	
上屋管理運営費	11,869			11,869	
公債費	28,012			28,012	
港湾施設管理運営費	35,097			35,097	
船舶給水管理運営費	26,924			26,924	
港湾施設管理運営費	5,448			5,448	
公債費	2,725			2,725	
相馬港港湾整備事業費	328,332			328,332	
ふ頭埋立造成費	295,349			295,349	
公債費	295,349			295,349	
上屋管理運営費	4,000			4,000	
上屋管理運営費	3,068			3,068	
公債費	932			932	
港湾施設管理運営費	7,909			7,909	
港湾施設管理運営費	1,014			1,014	
船舶給水管理運営費	6,768			6,768	
公債費	127			127	
荷役機械整備費	21,074			21,074	
荷役機械管理運営費	18,250			18,250	
公債費	2,824			2,824	
中之作港港湾整備事業費	2,895			2,895	
ふ頭埋立造成費	2,895			2,895	
一般会計繰出金	2,895			2,895	
翁島港港湾整備事業費	12,155			12,155	
港湾施設管理運営費	12,155			12,155	
港湾施設管理運営費	12,155			12,155	
合計	3,933,133		859,700	3,073,433	

(3) 地方公営企業法に基づく会計

① 福島県流域下水道事業会計

収益の収入 (単位：千円)

科目 (款項)	予算額
流域下水道事業収益	8,720,662
営業収益	4,158,257
営業外収益	4,244,827
特別利益	317,578

収益の支出 (単位：千円)

科目 (款項)	予算額
流域下水道事業費用	8,742,705
営業費用	8,197,089
営業外費用	228,038
特別損失	317,578

資本の収入 (単位：千円)

科目 (款項)	予算額
資本の収入	2,913,422
企業債	408,600
補助金	879,000
出資金	960,220
負担金等	665,602
諸収入	

資本の支出 (単位：千円)

科目 (款項)	予算額
資本の支出	2,914,194
建設改良費	1,635,470
固定資産購入費	2,045
企業債償還金	1,276,677
国庫補助金返還金	1
還付金及び返納金	1

Ⅱ－４ 令和6年度 土木部予算(一般会計) 前年度比較

(単位:千円)

性 質	R6		R5				増減		伸び率	
	当初(A)	構成比	当初(B)	構成比	2月補正後(C)	構成比	(A)－(B)	(A)－(C)	(A)/(B)	(A)/(C)
【義務的経費】	8,206,859	4.3	7,771,044	3.8	6,558,324	2.9	435,815	1,648,535	105.6	125.1
【一般事業費】	15,625,810	8.3	19,523,909	9.5	20,482,489	9.2	-3,898,099	-4,856,679	80.0	76.3
【公共事業費】	165,567,290	87.4	178,965,021	86.8	195,815,635	87.9	-13,397,731	-30,248,345	92.5	84.6
1. 維持補修事業	49,312,286	26.0	48,641,736	23.6	56,617,520	25.4	670,550	-7,305,234	101.4	87.1
道 路	34,080,864	18.0	33,860,535	16.4	41,244,092	18.5	220,329	-7,163,228	100.7	82.6
河川・ダム・海岸	12,596,390	6.7	12,119,786	5.9	12,624,264	5.7	476,604	-27,874	103.9	99.8
砂 防	877,435	0.5	817,277	0.4	896,177	0.4	60,158	-18,742	107.4	97.9
漁港・港湾	738,350	0.4	788,349	0.4	794,978	0.4	-49,999	-56,628	93.7	92.9
空 港	480,862	0.3	539,656	0.3	541,876	0.2	-58,794	-61,014	89.1	88.7
都市計画	538,385	0.3	516,133	0.3	516,133	0.2	22,252	22,252	104.3	104.3
2. 県単公共事業	79,194,651	41.8	75,898,343	36.8	81,717,812	36.7	3,296,308	-2,523,161	104.3	96.9
道 路	51,091,120	27.0	38,915,130	18.9	42,816,559	19.2	12,175,990	8,274,561	131.3	119.3
河川・ダム・海岸	16,216,157	8.6	16,285,972	7.9	21,447,749	9.6	-69,815	-5,231,592	99.6	75.6
砂 防	3,189,800	1.7	3,131,200	1.5	5,832,670	2.6	58,600	-2,642,870	101.9	54.7
漁港・港湾	566,091	0.3	896,450	0.4	1,372,494	0.6	-330,359	-806,403	63.1	41.2
都市計画	3,880,394	2.0	2,224,441	1.1	2,273,864	1.0	1,655,953	1,606,530	174.4	170.7
住 宅	2,085,973	1.1	12,413,632	6.0	5,953,368	2.7	-10,327,659	-3,867,395	16.8	35.0
そ の 他	2,165,116	1.1	2,031,518	1.0	2,021,108	0.9	133,598	144,008	106.6	107.1
3. 一般公共事業	37,060,353	19.6	54,424,942	26.4	57,480,303	25.8	-17,364,589	-20,419,950	68.1	64.5
(1) 普通建設事業	9,567,832	5.1	19,576,163	9.5	33,258,417	14.9	-10,008,331	-23,690,585	48.9	28.8
道 路	2,903,482	1.5	2,950,054	1.4	4,003,442	1.8	-46,572	-1,099,960	98.4	72.5
河川・ダム・海岸	3,926,606	2.1	12,939,233	6.3	23,840,508	10.7	-9,012,627	-19,913,902	30.3	16.5
砂 防	773,600	0.4	956,400	0.5	1,577,700	0.7	-182,800	-804,100	80.9	49.0
漁港・港湾	442,000	0.2	252,000	0.1	1,623,300	0.7	190,000	-1,181,300	175.4	27.2
空 港	350,000	0.2	310,000	0.2	310,000	0.1	40,000	40,000	112.9	112.9
都市計画	912,962	0.5	918,026	0.4	970,467	0.4	-5,064	-57,505	99.4	94.1
住 宅	259,182	0.1	1,250,450	0.6	933,000	0.4	-991,268	-673,818	20.7	27.8
(2) 災害復旧事業	9,071,724	4.8	17,776,970	8.6	12,444,232	5.6	-8,705,246	-3,372,508	51.0	72.9
(3) 国直轄事業負担金	18,420,797	9.7	17,071,809	8.3	11,777,654	5.3	1,348,988	6,643,143	107.9	156.4
道 路	9,993,000	5.3	8,993,334	4.4	6,943,935	3.1	999,666	3,049,065	111.1	143.9
河 川	6,147,397	3.2	6,230,075	3.0	3,609,281	1.6	-82,678	2,538,116	98.7	170.3
港 湾	2,280,400	1.2	1,848,400	0.9	1,224,438	0.5	432,000	1,055,962	123.4	186.2
合 計 (ア)	189,399,959	100.0	206,259,974	100.0	222,856,448	100.0	-16,860,015	-33,456,489	91.8	85.0
※ 県 予 算 額 (イ)	1,238,107,758		1,338,249,165		1,287,657,552		-100,141,407	-49,549,794	92.5	96.2
(ア) / (イ)	15.3		15.4		17.3					

Ⅱ-5 令和6年度 土木部一般会計予算事業別内訳

(1) 通常枠

通常枠	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
義務的経費	8,206,859	166	0	205,793	8,000,900
土木総室	7,549,688	0	0	181,579	7,368,109
ルール分人件費+職員手当等【土木総務費】	6,949,396	0	0	119,389	6,830,007
ルール分人件費+職員手当等【道路橋りょう総務費】	165,912	0	0	0	165,912
ルール分人件費+職員手当等【河川海岸総務費】	214,251	0	0	57,958	156,293
一般管理事務経費（総務予算）	93,210	0	0	3,438	89,772
土地収用法施行事業	3,215	0	0	142	3,073
一般管理事務経費（用地）	123,704	0	0	652	123,052
企画技術総室	2,970	166	0	2,804	0
建設業法施行管理事業	359	0	0	359	0
建設業許可及び指導事業	2,445	0	0	2,445	0
建設工事施工統計調査事業	166	166	0	0	0
道路総室	515,729	0	0	5	515,724
道路管理事務（一般経費）	5,932	0	0	5	5,927
地方道路整備臨時貸付金償還金	509,797	0	0	0	509,797
河川港湾総室	116,633	0	0	16,848	99,785
東山ダム管理費	3,259	0	0	3,259	0
鮫川水系ダム管理費	10,271	0	0	4,142	6,129
真野ダム管理費	3,284	0	0	1,686	1,598
日中ダム管理費	6,473	0	0	1,845	4,628
小玉ダム管理費	3,252	0	0	308	2,944
千五沢ダム管理費	3,259	0	0	1,711	1,548
河川審議会費	116	0	0	0	116
田島ダム管理費	5	0	0	0	5
裏磐梯三湖管理費	3,237	0	0	17	3,220
堀川ダム管理費	3,258	0	0	993	2,265
港湾管理経費	284	0	0	284	0
空港事務所運営事業	3,947	0	0	15	3,932
猪苗代湖管理費	3,218	0	0	762	2,456
こまちダム管理費	3,232	0	0	61	3,171
木戸ダム管理費	3,289	0	0	380	2,909
河川砂防管理事務費	66,249	0	0	1,385	64,864
都市総室	17,097	0	0	2,660	14,437
都市計画総務事業（一般）	2,660	0	0	2,660	0
地方道路整備臨時貸付金償還金	14,437	0	0	0	14,437
建築総室	4,742	0	0	1,897	2,845
営繕事務経費（経常経費）	2,860	0	0	15	2,845
建築指導関連事務経費	1,882	0	0	1,882	0
一般事業費	13,813,063	143,083	160,200	3,919,588	9,590,192
土木総室	2,688,762	2,820	130,300	16,455	2,539,187
部局事業調整事業	25,000	0	0	0	25,000
一般管理事務経費（総務予算）	57,554	2,820	17,400	452	36,882
土地収用法施行事業	4,116	0	0	2,214	1,902
一般管理事務経費（用地）	18,450	0	0	12,125	6,325
災害事務管理システム運用事業	1,197	0	0	0	1,197
県有施設（土木部単独庁舎）建替事業	0	0	0	0	0
県有地管理事業	120,600	0	112,900	0	7,700
国庫等還付金事業	0	0	0	0	0
公共施設等維持補修基金（復興公営住宅）	2,461,845	0	0	1,664	2,460,181
台風19号災害に伴う自治体派遣職員等受入経費	0	0	0	0	0
企画技術総室	284,493	1,060	0	128,033	155,400
建設工事施工統計調査事業	1,060	1,060	0	0	0
土木部職員専門研修委託事業	25,000	0	0	0	25,000
建設業許可及び指導事業	9,203	0	0	9,203	0
建設業振興事業	100,000	0	0	100,000	0
建設業法施行管理事業	8,052	0	0	8,052	0
環境にやさしいモデル工事推進事業	9,000	0	0	9,000	0
土木部ICT推進事業	484	0	0	0	484
一般管理事務経費（企画技術）	2,273	0	0	0	2,273
ふくしまフロンティア技術者育成事業	1,800	0	0	0	1,800
土木部高度情報化事業	115,700	0	0	1,079	114,621
地域に生きる建設企業支援事業	133	0	0	0	133
地域に根ざした建設業新分野進出応援事業	204	0	0	0	204
流域治水推進事業	2,870	0	0	0	2,870
福島県建設業振興事業	8,714	0	0	699	8,015
道路総室	1,085,371	0	0	45,905	1,039,466
道路管理事務（一般経費）	576,850	0	0	13,480	563,370
車庫整備事業（県単）	111,466	0	0	0	111,466
高速道路関係行政推進にかかる運営経費等	1,111	0	0	0	1,111
福島県道路公社運転資金貸付事業	30,000	0	0	30,000	0
福島県道路公社負担金	0	0	0	0	0
道路管理台帳システム運用事業	14,000	0	0	0	14,000
道路パトロール業務（アウトソーシング）	181,398	0	0	2,425	178,973
道路維持補修業務（アウトソーシング）	169,554	0	0	0	169,554
一般管理事務経費	992	0	0	0	992

通常枠	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
河川港湾総室	3,386,305	53,359	29,900	1,607,127	1,695,919
港湾統計調査事業	629	629	0	0	0
漁港管理経費	3,983	0	0	3,821	162
東山ダム管理費	62,914	0	0	62,564	350
鮫川水系ダム管理費	92,993	0	0	37,327	55,666
真野ダム管理費	29,103	0	0	15,189	13,914
河川水門操作管理費	44,428	0	0	22,326	22,102
河川愛護関係経費	2,519	0	0	2,519	0
河川流域総合情報システム管理費	185,384	0	0	44,650	140,734
日中ダム管理費	17,794	0	0	1,308	16,486
小玉ダム管理費	27,604	0	0	2,422	25,182
千五沢ダム管理費	48,225	0	0	24,862	23,363
河川審議会費	61	0	0	0	61
田島ダム管理費	10,282	0	0	195	10,087
裏磐梯三湖管理費	35,057	0	0	32,414	2,643
堀川ダム管理費	20,634	0	0	6,140	14,494
猪苗代湖管理費	17,175	0	0	3,838	13,337
水防管理経費	9,101	0	0	8,000	1,101
港湾整備事業特別会計繰出金	1,465,551	0	0	859,700	605,851
港湾管理経費	113,765	0	0	85,830	27,935
ポートセールス事業	10,399	0	0	0	10,399
空港管理運営事業（経常経費）	245	0	0	0	245
空港管理運営事業（行政経費）	36,031	0	0	0	36,031
空港維持管理事業	279,221	0	0	0	279,221
水文観測費	62,540	0	0	62,540	0
港湾保安対策事業	400,568	0	0	317,894	82,674
猪苗代湖安全利活用対策事業	52,730	52,730	0	0	0
こまちダム管理費	16,189	0	0	246	15,943
木戸ダム管理費	22,257	0	0	2,445	19,812
河川砂防管理事務費	19,433	0	0	9,462	9,971
水防訓練活動費	1,653	0	0	1,000	653
水防施設整備費	30,000	0	29,900	0	100
土砂災害情報システム管理費	7,446	0	0	0	7,446
空港事務所運営事業	259,156	0	0	0	259,156
港湾運営経費	800	0	0	0	800
不法占用対策費	435	0	0	435	0
都市総室	4,136,040	6,503	0	1,637,212	2,492,325
各種協議会等負担金事業	1,893	0	0	0	1,893
都市計画推進事業	80,482	0	0	15,482	65,000
盛土規制基礎調査事業	0	0	0	0	0
都市公園管理事業（一般）	180,692	0	0	17,911	162,781
都市公園管理事業（行政）	889,391	0	0	0	889,391
都市計画総務事業（一般）	7,351	0	0	3,819	3,532
流域下水道事業会計負担金	403,005	0	0	0	403,005
流域下水道事業会計貸付金	1,600,000	0	0	1,600,000	0
流域下水道事業会計出資金	960,220	0	0	0	960,220
（新）都道府県構想見直し策定業務	13,006	6,503	0	0	6,503
建築総室	2,232,092	79,341	0	484,856	1,667,895
営繕事務経費（経常経費）	7,579	0	0	71	7,508
建築動態統計調査事業	625	625	0	0	0
建築指導関連事務経費	7,055	0	0	7,055	0
建築基準法施行事業	10,697	990	0	9,707	0
宅地建物取引業法施行事業	2,079	0	0	2,079	0
県営住宅管理事務経費	1,175	0	0	0	1,175
県営住宅管理事業	884,169	0	0	5	884,164
共同施設事業	107,938	0	0	107,938	0
特別県営住宅管理事業	9,146	0	0	9,146	0
建築企画関連事務経費	1,544	0	0	0	1,544
地域住宅計画等推進事業	156	0	0	0	156
住宅セーフティネット促進補助事業	17,805	0	0	0	17,805
県有施設維持保全事業	343,685	0	0	275,363	68,322
ふくしま木造化・木質化推進事業	16,962	0	0	16,962	0
住宅安全ストック形成事業	33,932	0	0	30	33,902
ふくしまの低炭素社会づくり推進事業	243,415	77,726	0	56,500	109,189
建築物耐震化促進事業	15,637	0	0	0	15,637
福島県多世代同居・近居推進事業	78,055	0	0	0	78,055
福島県住宅確保要配慮者支援事業	5,910	0	0	0	5,910
市街地再開発事業費補助事業	362,455	0	0	0	362,455
来て ふくしま 住宅取得支援事業	80,500	0	0	0	80,500
ふくしま建築文化発信事業	1,573	0	0	0	1,573

通常枠	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
公共事業費計	124,694,160	20,125,506	84,245,700	7,370,884	12,952,070
維持補修事業	49,312,286	5,595,758	28,674,100	6,260,217	8,782,211
企画技術総室	1,331,000	0	1,330,600	0	400
生活基盤緊急改善事業（企画技術・維持補修）	0	0	0	0	0
建設発生土適正処理推進事業	1,331,000	0	1,330,600	0	400
道路総室	34,080,864	5,402,158	16,283,000	4,704,655	7,691,051
道路維持補修事業	24,235,189	3,826,158	12,482,700	4,674,954	3,251,377
災害防除事業（県単）	3,356,100	0	3,305,700	0	50,400
除雪事業（県単）	2,862,974	0	494,600	7,701	2,360,673
除雪事業（交付金）	3,548,101	1,576,000	0	0	1,972,101
補修機械管理事業	56,500	0	0	0	56,500
道路占用復旧事業	22,000	0	0	22,000	0
河川港湾総室	13,362,037	193,600	11,060,500	1,555,562	552,375
漁港維持管理事業	88,720	0	0	11,335	77,385
漁港維持管理事業（海岸漂着物）	8,000	5,600	0	0	2,400
砂防施設維持管理事業	877,435	0	638,600	191,408	47,427
港湾維持管理事業	233,630	0	0	169,258	64,372
港湾維持管理事業（長寿命化）	408,000	0	405,800	0	2,200
ダム維持管理事業	1,629,258	0	1,108,300	448,561	72,397
河川海岸維持管理事業	9,636,132	7,000	8,709,800	735,000	184,332
空港維持補修事業	480,862	181,000	198,000	0	101,862
都市総室	538,385	0	0	0	538,385
公園維持補修事業	525,377	0	0	0	525,377
公園維持補修事業（復興記念公園）	13,008	0	0	0	13,008
県単公共事業	40,194,321	5,579,420	31,418,000	475,421	2,721,480
企画技術総室	1,603,331	0	705,000	0	898,331
生活基盤緊急改善事業（企画技術）	1,603,331	0	705,000	0	898,331
道路総室	15,253,546	2,860,517	11,681,800	4,400	706,829
やさしい道づくり推進事業	101,000	0	90,900	0	10,100
市町村合併支援道路整備事業	1,250,000	477,500	725,200	0	47,300
市町村等事業指導事務費（交付金）	5,254	5,254	0	0	0
道路橋りょう改良事業（県単）	7,376,737	0	7,116,800	4,400	255,537
道路調査事業（県単）	275,098	0	0	0	275,098
交付金事業（道路）	3,248,132	1,576,947	1,602,400	0	68,785
交付金事業（地域活性化・道路）	1,550,000	666,113	834,700	0	49,187
歩いて走って健康づくり支援事業	134,703	134,703	0	0	0
道路長寿命化対策事業（公共）	1,312,622	0	1,311,800	0	822
河川港湾総室	19,985,248	1,306,240	17,325,900	448,475	904,633
漁港改良事業	0	0	0	0	0
漁港改良事業（緊急自然災害防止対策事業）	53,000	0	52,800	0	200
砂防施設整備事業	2,406,100	0	2,263,900	141,400	800
港湾改良事業	125,000	0	124,800	0	200
港湾調査事業	3,791	0	0	0	3,791
県単災害復旧費	8,800	0	8,800	0	0
河川流域総合情報システム事業	478,400	0	475,600	0	2,800
市町村等事業指導事務費（交付金）	1,140	1,140	0	0	0
河川海岸改良事業	13,691,212	0	13,084,900	16,912	589,400
ふなっこふるさと川づくり事業	41,000	0	36,400	0	4,600
河川海岸調査事業	52,735	0	0	0	52,735
交付金事業（河川）	1,641,099	718,000	660,800	133,599	128,700
交付金事業（住宅関連・河川）	274,500	75,000	73,800	117,000	8,700
交付金事業（海岸）	0	0	0	0	0
交付金事業（ダム）	0	0	0	0	0
砂防調査事業	0	0	0	0	0
交付金事業（砂防）	783,700	354,100	337,900	30,600	61,100
交付金事業（漁港）	157,500	50,000	96,500	0	11,000
交付金事業（港湾）	226,800	108,000	106,700	0	12,100
ダム調査事業	36,071	0	0	8,964	27,107
空港整備関連事業	4,400	0	3,000	0	1,400
都市総室	1,606,643	613,330	811,700	22,546	159,067
街路調査事業	7,500	0	0	0	7,500
元気ふくしま地域づくり交流促進事業	341,275	0	295,100	0	46,175
市町村等事業指導事務費（交付金）（都市）	4,000	4,000	0	0	0
公園事業	16,277	0	12,200	0	4,077
市町村下水道事業等補助金	44,315	0	0	0	44,315
市町村等事業指導事務費（交付金）（下水道）	6,161	6,161	0	0	0
交付金事業（公園）	346,950	165,685	163,100	0	18,165
交付金事業（街路）	355,590	169,799	151,500	16,979	17,312
交付金事業（地域づくり）	207,310	89,100	106,300	0	11,910
街路事業	94,930	0	80,200	5,567	9,163
公共施設整備事業（公園）	174,835	174,835	0	0	0
奥会津地域活性化推進事業	0	0	0	0	0
地域脱炭素移行・再エネ推進事業	7,500	3,750	3,300	0	450
建築総室	1,745,553	799,333	893,600	0	52,620
県営住宅改善事業	1,694,981	748,761	893,600	0	52,620
市町村等事業指導事務費（交付金）	50,572	50,572	0	0	0

通常枠	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
一般公共事業	35,187,553	8,950,328	24,153,600	635,246	1,448,379
普通建設事業	9,567,832	4,465,074	3,921,200	635,246	546,312
道路総室	2,903,482	1,515,270	1,304,300	20,000	63,912
補助事業（道路）	2,888,064	1,506,452	1,304,300	20,000	57,312
道路調査事業	9,900	3,300	0	0	6,600
市町村等事業指導事務費（補助）	5,518	5,518	0	0	0
河川港湾総室	5,492,206	2,466,959	2,025,000	571,985	428,262
補助事業（河川）	1,436,015	548,000	385,600	287,215	215,200
海岸メンテナンス事業	210,000	100,000	98,600	0	11,400
河川災害復旧助成費	1,523,097	850,835	548,000	63,331	60,931
緊急砂防等災害関連費	12,200	6,143	4,800	380	877
補助事業（ダム）	0	0	0	0	0
補助事業（砂防）	773,600	370,500	369,300	0	33,800
ダムメンテナンス事業	745,294	203,481	303,100	221,059	17,654
港湾計画調査事業（補助）	106,000	53,000	0	0	53,000
補助事業（漁港）	336,000	160,000	158,200	0	17,800
空港整備事業（補助）	350,000	175,000	157,400	0	17,600
都市総室	912,962	482,845	358,700	43,261	28,156
補助事業（街路）	906,000	475,883	358,700	43,261	28,156
市町村等事業指導事務費（補助）（都市）	4,000	4,000	0	0	0
市町村等事業指導事務費（補助）（下水道）	2,962	2,962	0	0	0
建築総室	259,182	0	233,200	0	25,982
市街地再開発事業費補助事業	259,182	0	233,200	0	25,982
災害復旧事業	7,198,924	4,485,254	2,423,200	0	290,470
河川港湾総室	7,098,924	4,460,254	2,348,200	0	290,470
漁港公共災害復旧事業	343,000	220,981	121,700	0	319
公共災害復旧費	6,265,524	4,034,399	2,113,700	0	117,425
市町村等事業指導事務費	0	0	0	0	0
災害調査費	172,400	0	0	0	172,400
港湾公共災害復旧事業	318,000	204,874	112,800	0	326
都市総室	0	0	0	0	0
市町村等事業指導事務費（下水道）	0	0	0	0	0
建築総室	100,000	25,000	75,000	0	0
県営住宅災害復旧事業	100,000	25,000	75,000	0	0
国直轄事業負担金	18,420,797	0	17,809,200	0	611,597
道路総室	9,993,000	0	9,923,700	0	69,300
国直轄道路事業費負担金	9,993,000	0	9,923,700	0	69,300
河川港湾総室	8,427,797	0	7,885,500	0	542,297
国直轄河川事業費負担金	5,649,575	0	5,214,600	0	434,975
国直轄ダム事業費負担金	10,256	0	9,100	0	1,156
国直轄砂防事業費負担金	487,566	0	449,500	0	38,066
国直轄港湾事業費負担金	2,280,400	0	2,212,300	0	68,100
通常枠計	146,714,082	20,268,755	84,405,900	11,496,265	30,543,162

(2) 復興・創生枠

(単位:千円)

復興・創生枠	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
一般事業費	1,812,747	313,223	0	639,640	859,884
土木総室	81,629	0	0	1,015	80,614
災害派遣職員等受入経費	75,792	0	0	1,000	74,792
出先機関庁舎維持管理事業	2,871	0	0	0	2,871
一般管理事務経費(総務予算)	2,966	0	0	15	2,951
企画技術総室	51,800	24,900	0	2,000	24,900
震災伝承活動推進事業	2,000	0	0	2,000	0
建設DX推進事業	49,800	24,900	0	0	24,900
道路総室	10,160	5,080	0	0	5,080
自転車の活用による健康づくり推進事業	10,160	5,080	0	0	5,080
河川港湾総室	20,268	0	0	0	20,268
港湾整備事業特別会計繰出金(復興・一般)	20,268	0	0	0	20,268
都市総室	342,576	12,500	0	0	330,076
流域下水道事業会計繰出金(放射能対策事業)	317,576	0	0	0	317,576
ふくしまインフラツーリズム推進事業	25,000	12,500	0	0	12,500
建築総室	1,306,314	270,743	0	636,625	398,946
応急仮設住宅維持管理事業	2,003	0	0	2,003	0
空き家対策総合支援事業	133,000	0	0	12,000	121,000
災害救助法による救助	524,827	262,233	0	360	262,234
県営住宅管理事業(復興公営住宅)	552,585	0	0	552,585	0
復興公営住宅入居支援事業	36,010	0	0	28,808	7,202
共同施設事業(復興公営住宅)	40,869	0	0	40,869	0
(新)ふくしまぐらし住宅提供事業	17,020	8,510	0	0	8,510
公共事業費計	40,873,130	17,638,982	212,000	6,509,677	16,512,471
県単公共事業	39,000,330	16,221,152	212,000	6,509,677	16,057,501
道路総室	35,837,574	16,173,000	212,000	4,180,657	15,271,917
交付金事業(道路)(再生・復興)	30,288,655	16,173,000	212,000	1,000	13,902,655
帰還環境整備交付金事業(道路)	5,548,919	0	0	4,179,657	1,369,262
都市総室	2,822,336	43,336	0	1,993,416	785,584
市町村等事業指導事務費(再生・復興)(都市)	3,336	3,336	0	0	0
復興祈念公園整備事業	2,819,000	40,000	0	1,993,416	785,584
建築総室	340,420	4,816	0	335,604	0
復興公営住宅整備促進事業	0	0	0	0	0
帰還者向け災害公営住宅等整備促進事業	335,604	0	0	335,604	0
市町村等事業指導事務費(再生・復興)	4,816	4,816	0	0	0
一般公共事業	1,872,800	1,417,830	0	0	454,970
災害復旧事業	1,872,800	1,417,830	0	0	454,970
河川港湾総室	1,872,800	1,417,830	0	0	454,970
公共災害復旧費(再生・復興)	1,872,800	1,417,830	0	0	454,970
復興・創生枠計	42,685,877	17,952,205	212,000	7,149,317	17,372,355

(3) 一般会計計

合計	189,399,959	38,220,960	84,617,900	18,645,582	47,915,517
----	-------------	------------	------------	------------	------------

II - 6 事項別事業内容

財産管理費	132
営繕管理費、県有施設管理費	
地域振興費	132
地域振興費、電源立地促進費	
市町村振興費	132
市町村合併支援道路整備事業費	
社会福祉総務費	132
やさしい道づくり推進事業費	
災害救助費	132
救助費	
漁港管理費	132
漁港維持管理費、漁港管理費	
漁港改良費	132
漁港改良費、漁港調査費	
漁港建設費	133
漁港事業費	
生活基盤緊急改善費	133
生活基盤緊急改善費、地域づくり交流促進事業費	
道路橋りょう維持費	134
道路橋りょう維持費	
道路橋りょう改良費	135
道路橋りょう改良費	
道路橋りょう整備費	135
道路橋りょう整備費、道路橋りょう整備費（再生・復興）	
高速道路整備費	136
高速道路整備促進費	
河川海岸総務費	136
東山ダム管理費、鮫川水系ダム管理費、真野ダム管理費、河川水門操作管理費	
河川環境整備費、河川流域総合情報システム管理費、日中ダム管理費	
小玉ダム管理費、千五沢ダム管理費、田島ダム管理費、裏磐梯三湖管理費	
堀川ダム管理費、水文観測費、猪苗代湖管理費、ダム維持管理費、水防施設整備費	
河川砂防管理事務費、こまちダム管理費、木戸ダム管理費、河川海岸維持管理費	
土砂災害情報システム管理費	
河川海岸改良費	137
ダム調査費、河川流域総合情報システム事業費、河川海岸改良費、河川海岸調査費	
河川事業費	137
河川事業費、防災・減災対策等強化事業推進費	
海岸事業費	139
海岸事業費	

ダム事業費	139
ダム事業費	
河川等災害関連費	139
河川災害関連費、河川災害復旧助成費、緊急砂防等災害関連費	
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金	
砂防施設費	142
砂防施設維持管理費、砂防施設費、砂防調査費	
砂防事業費	143
砂防事業費	
港湾管理費	147
港湾維持管理費、港湾管理費港湾振興費、港湾保安対策費	
港湾改良費	148
港湾改良費、港湾調査費、港湾計画調査費	
港湾建設費	148
港湾事業費	
空港建設費	148
空港事業費、空港整備関連事業費	
空港管理費	148
空港管理運営費、空港維持管理費、空港維持補修費	
都市計画総務費	149
都市計画推進費	
都市施設改良費	149
街路調査費、公園事業費、下水道事業費、公園維持補修費	
都市計画事業費	149
市町村下水道整備代行事業費、街路事業費、都市公園事業費	
都市公園事業費（再生・復興）	
住宅総務費	150
住宅確保要配慮者支援費、民間住宅等対策費、空き家活用推進費（再生・復興）	
多世代同居・近居推進費、住宅取得支援事業費	
住宅管理費	151
県営住宅管理費、県営住宅管理費（再生・復興）、共同施設費	
共同施設費（再生・復興）	
住宅建設費	151
県営住宅改善費、市街地再開発事業費補助金、	
帰還者向け災害公営住宅等整備促進費	
特定優良賃貸住宅費	151
特別県営住宅管理費	
漁港災害復旧費	151
公共災害復旧費	

土木災害復旧費	152
公共災害復旧費、公共災害復旧費（再生・復興）、県単災害復旧費 災害調査費、都市災害復旧費、県営住宅災害復旧費	
港湾災害復旧費	152
公共災害復旧費	
土地取得事業費	153
道路事業費、用地取得円滑化対策事業費、公園事業費、用地先行取得事業費	
流域下水道事業会計	153
流域下水道調査費、流域下水道事業（県単分）、流域下水道事業（交付金）	

Ⅱ-6 事項別事業内容

款 項	子 算 科 目		財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
	目	事 項	国 庫	市町村負担		
2 総務費						
1 総務管理費	8 財産管理費	営繕管理費 固有施設管理費	—	—	営繕課 営繕課	受託営繕・土木事業の円滑な執行のために必要となる事務経費。 1 固有施設維持保全事業 合同庁舎、職員公舎、出先庁舎の維持保全を図るため、各建物、設備の小破損補修、法定検査及び保守点検、補修工事を実施する。 2 ふくしまま木造化・木質化推進事業 中大規模県有建築物の木造化・木質化の推進に向けて、農林水産部と連携しながら作成する建築ガイドラインの趣旨を分かりやすく伝え、木造化のモデルやイメージなどを取りまとめた資料集成を作成する。
3 企画費	4 地域振興費	地域振興費 電源立地促進費	9/10 10/10 5/10	— — —	河川整備課 まちづくり推進課 まちづくり推進課	電源三法（電源開発促進法、電源開発特別会計法、発電用施設周辺地域整備法）による電源立地地域対策交付金により、発電用施設周辺地域における公用施設の整備を行う。 ふくしまインフラツーリズム推進事業 インフラ施設を観光資源として活用し、地域観光と結びつけたインフラツーリズムを推進することにより、県内の観光交流人口の拡大及びインフラへの理解促進を図る。
5 自治振興費	2 市町村振興費	市町村合併支援道路整備 備事業費	1/2	—	道路整備課	合併市町の中心部と合併前市町村の中心部を連絡する道路において、幅員狭小によるすれ違い困難箇所や線形不良により円滑な交通が確保されないなど、合併市町の一体化の支障となる道路の整備を行う。
3 民生費						
1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	やさしい道づくり推進 事業費	—	—	道路整備課	高齢者や障がい者を含むすべての人が安全に安心して利用でききる歩行環境を確保するため、歩道の幅幅・段差改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、休憩所の設置、透水性舗装の舗装等を実施する。
4 災害救助費	1 災害救助費	救助費	5/10	—	建築住宅課 建築指導課	東日本大震災による被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の維持管理や借上げ住宅の家賃支払い等を行う。
6 農林水産業費						
5 水産業費	9 漁港管理費	漁港維持管理費 漁港管理費	— —	— —	港湾課 港湾課	1 漁港維持管理事業、漁港維持管理事業（海岸漂着物）、交付金事業（電源・漁港） 漁港の防波堤、物揚場、泊地、航路等（以下「漁港施設」という。）、漁港区域内海岸の堤防及び護岸等（以下「海岸保全施設」という。）の維持補修を実施する。 漁港管理経費 漁港管理者として、漁港施設の適正な維持管理を行う。
	10 漁港改良費	漁港改良費	—	—	港湾課	漁港改良事業 漁港区域内の漁港施設並びに海岸保全施設の新設又は改良に係る事業で、次の各項に該当するもの。 1 漁港施設 (1) 漁港施設用地のうち、公共施設用地造成に関連して必要となる用地で、漁港管理者が行う用地造成事業。 (2) 小規模な事業で原則として総事業費は3千万円未満とし、短年度に事業効果を発揮できるもの、安全性及び利用効率が著しく高まると認められるもの。 2 海岸保全施設 (1) 高潮、浸食による被害の恐れがある海岸で次の各項に該当するもの。 ① 防護面積1 km ² あたり2 ha 以上のもの。 ② 防護人口20人以上のもの。 ③ 防護面積2 ha 以内で公共施設を含むもの。

予 款	項	算 科 目		目		事 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
		目	事 項	国	庫	市町村負担			
			漁港調査費	—	—	—	港湾課	港湾調査事業 漁港及び漁港海岸保全区域整備計画の基礎資料を得るため、事業予定箇所の事前調査（測量、地質調査、設計等）を実施する。	
	11	漁港建設費	漁港事業費	1/2 1/2	— —	— —	港湾課	補助事業（漁港） 【水産物供給基盤機能保全事業】 漁港施設の機能保全を行うため、機能保全計画の策定及び保全工事を実施する事業。 【漁港施設機能強化事業】 漁港における地震、津波や高潮・波浪対策として、既存施設の改良により機能強化を実施する事業。	
				1/2	—	—		交付金事業（漁港） 【漁港海岸保全施設整備事業】 (1) 海岸堤防等老朽化対策事業 海岸計画の策定、対策工事を実施する事業。 (2) 漁港海岸環境整備事業 海岸利用が増進される機能を発揮するために行う施設の新設もしくは改良を実施する事業。 【漁村再生交付金事業】 漁村再生計画に基づき漁港施設の整備を実施する事業。	
8	土木費								
1	土木管理費	5	生活基盤緊急改善費	—	—	—	土木企画課	土木部が所管する公共施設のうち、地域住民の生活に密着した身近な生活基盤を、地域住民からの要望に即応し、各種施策テーマを念頭に、迅速、柔軟かつ的確に整備・改善することにより、県民生活の安全性、利便性及び快適性の一層の向上に寄与することを目的とする事業で、次のいずれかかの基準に該当するもの。ただし、国庫補助対象事業は除く。 住民の日常生活で支障となっている様々な問題・課題に対し、各種施策テーマを念頭に、迅速かつ柔軟な解決を図られる事業。 ①お年寄りや障がいのある人も安心して暮らせる環境の整備改善 ②通勤、通学が利用しやすい安全で快適な環境の整備改善 ③その他、地域住民からの要望が強い生活に密着した小規模な整備改善	
			地域づくり交流促進事業費 (1) 元氣ふくしま地域づくり交流促進事業 (2) 交付金事業（地域づくり）	— 4.5/10	— —	— —	まちづくり推進課	県民が主役となり地域の歴史や文化などの地域資源を活用し、持続的成長が可能な個性を魅力ある美しい地域づくりや、交流人口の拡大に結びつく施策を、各主体の役割分担のもと、ソフト・ハードの両面から推進することにより、地域に愛着と誇りを持ち、未来に希望が持てる地域社会の実現を目指す。 ①文化や伝統、歴史的な街並み等の地域資源を活用して創る魅力ある地域づくり ②観光資源の活用や広域的連携によって交流人口拡大を図る地域づくり ③自然との共生や環境の保全、良好な景観の形成等をテーマに、美しいふくしまを後世に継承する地域づくり ④子どもたち、子育て世代や高齢者等、様々な世代が安心して暮らせる地域づくり ⑤健康で生き生きと暮らせる地域づくり ⑥浜通り沿岸部の復興支援 ⑦風評被害払拭に向けた観光振興支援	

子 款	算 科 目	目 事 項	財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
			国 庫	市町村負担		
2	道路橋りよう費	道路橋りよう維持費	-	-	道路管理課	<p>1 道路維持補修事業 県管理の国道及び県道の維持補修を実施する。</p> <p>(1) 一般補修費 道路の路面、路側の維持補修を常時行うものや道路の路肩部分に草花を植えるための経費。</p> <p>(2) 交通安全施設補修費 防護柵や防護誘導標、道路標識及び歩道等の交通安全施設を補修するための経費。</p> <p>(3) 道路照明更新費 道路照明更新の経費。</p> <p>(4) 道路及びトンネルのLED化を推進し、照明の長寿命化とCO2を排出削減するための経費。</p> <p>(5) 橋梁等の修繕を図り、施設の長寿命化を図るとともに良好な道路環境を維持するための経費。</p> <p>舗装道路の維持補修のため、MCI3以下の箇所を重点的に舗装補修を実施する。 ※MCI(維持管理指数)：わだち掘れ量、ひびわれ率から算出される指標</p> <p>2 道路長寿命化対策事業 将来にわたり道路を常時良好な状態に保つため、長寿命化を主眼に損傷施設の修繕や老朽施設の再生を行い、将来の維持管理費用を低減するとともに耐震補強対策を実施することで安全な道路交通を確保する。</p> <p>3 災害防除事業(県単) 道路防災点検及び日常の道路点検パトロール等の結果により、落石・崩落等の恐れがあり、対策の必要性が認められた危険箇所について、災害の発生を防止する対策を実施するもの。</p> <p>4 除雪事業(県単)、除雪事業(交付金) 積雪地域の冬期交通確保のため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(以下「雪寒法」という。))に基づく道路の除雪事業で、次の各項に該当するもの。</p> <p>(1) 春先除雪及び一般除雪(県単) 積雪地域道路以外の除雪及び春先における交通確保のため行う除雪並びに除雪用機械の購入・整備。</p> <p>(2) 一般除雪(交付金) 雪寒法第3条の規定により指定された「指定路線」について行う除雪及び除雪用機械の整備。</p> <p>5 補修機械管理事業 補修機械、その他の道路管理用建設機械の購入経費。 補修機械、その他の道路管理用建設機械車両の整備経費。</p> <p>6 道路占用復旧事業 上・下水道、ガス、電気及び電話の占用工事のため損傷した道路について、道路法第38条の規定に基づき舗装等の復旧工事を実施する(その経費は同法第62条の規定に基づき原因者が負担する。)</p>

款	子	算		目	項	財		事業主務課・室	事業概要
		科	目			務	区		
	5	道路橋りょう改良費	道路橋りょう改良費	市町村負担	—	—	—	道路管理課 道路整備課	<p>1 道路橋りょう改良事業（県単） 県土全体の養護を支える、効果的・効率的で代替性、早期回復性を併せ持つ緊急時の様々な状況にも対応できる安全で信頼性の高い道路ネットワーク構築と地域の振興を支える道路整備を行う。</p> <p>①道路改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に密着した道路で線形・勾配が不良な箇所や幅員狭小で交通傷害となっている箇所の局所的な改良を行う。 ・地域が緊急に対応しなければならない課題（大規模開発プロジェクトなど）に応じて、地方公共団体からの要望が強い道路を整備する。 <p>②交通安全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、交通事故の多発している道路や渋滞箇所、その他緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、歩道及び自転車歩行者道、交差点改良等を整備する。 <p>③舗装改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な交通量の増加等重要度が高まっている路線において、舗装改良を行う。 <p>④雪害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雪害指定路線において、雪崩、地吹雪、吹溜り、路面への積雪を各種の施設によって防ぐことにより、冬期交通を確保する。 <p>2 道路調査事業（県単） （1）道路の改良を図るため、基礎資料の作成や事業実施予定箇所の事前調査及び概略設計、予備設計等を実施する。</p> <p>① 道路事業調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金事業等の新規採択に向けた道路概略設計、道路・構造物予備設計等、これらに必要な交通解析、地盤調査、環境調査等の各種調査を行い、また、必要に応じて実施測量及び実施設計を行う。 <p>1 道路調査事業 県土の骨格を担う基幹的な道路である会津縦貫南道路の事業化されていない区間について、事業着手に必要な調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業着手に向け必要な調査を実施する。 <p>2 交付金事業（道路） 政策目的である活力創出を実現するため、県が作成した社会資本総合整備計画に基づき基幹的な社会資本整備事業や関連する社会資本整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路事業（一般国道、県道の新設、改築、修繕等に関する事業） <p>3 交付金事業（地域活性化・道路） 新潟・山形・福島三県及び茨城・栃木・福島三県の連携による広域観光の取り組み、観光業全体のポトムアップと広域観光の活性化を図るため、幹線道路や観光施設間を結ぶ道路整備を実施する。</p> <p>4 補助事業（道路）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間の交流・連携を促進する地域高規格道路の整備を実施する。 ・施設の長寿命化を推進すると共に、安全で安心な道路交通を確保するため、老朽化した構造物の修繕を実施する。 ・安全で円滑な通行の確保や良好な景観の形成を図るため無電柱化整備を実施する。 ・関係機関（警察等）と連携し、地域の実情に応じた安全対策を実施する。
	7	道路橋りょう整備費	道路橋りょう整備費	—	1/3	—	—	高速道路室	<p>1 道路調査事業 県土の骨格を担う基幹的な道路である会津縦貫南道路の事業化されていない区間について、事業着手に必要な調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業着手に向け必要な調査を実施する。 <p>2 交付金事業（道路） 政策目的である活力創出を実現するため、県が作成した社会資本総合整備計画に基づき基幹的な社会資本整備事業や関連する社会資本整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路事業（一般国道、県道の新設、改築、修繕等に関する事業） <p>3 交付金事業（地域活性化・道路） 新潟・山形・福島三県及び茨城・栃木・福島三県の連携による広域観光の取り組み、観光業全体のポトムアップと広域観光の活性化を図るため、幹線道路や観光施設間を結ぶ道路整備を実施する。</p> <p>4 補助事業（道路）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間の交流・連携を促進する地域高規格道路の整備を実施する。 ・施設の長寿命化を推進すると共に、安全で安心な道路交通を確保するため、老朽化した構造物の修繕を実施する。 ・安全で円滑な通行の確保や良好な景観の形成を図るため無電柱化整備を実施する。 ・関係機関（警察等）と連携し、地域の実情に応じた安全対策を実施する。
		道路橋りょう整備費（再生・復興）	道路橋りょう整備費（再生・復興）	—	5.5/10	—	—	道路整備課	<p>1 交付金事業（道路）（再生・復興）</p> <p>2 交付金事業（道路）（復興・一般） 東北地方太平洋沖地震を踏まえ、災害に強い道路ネットワーク構築を実現するための社会資本整備を行う。</p> <p>3 生活拠点形成交付金事業（道路） 復興公営住宅の整備に伴って整備が必要な道路として生活拠点形成事業計画に位置づけられた道路整備を実施する。</p> <p>4 帰還環境整備交付金事業（道路） 東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難住民の早期帰還の促進、地域の再生加速化のために、復興再生拠点市街地形成施設等の整備等と一体的に、復興再生拠点へのアクセス道路等を整備する。</p>

款	子	算	科	目		事	項	財		務	区	分	事業主務課・室	事	業	概	要
				目	目			国	庫								
		9	高速道路整備費		高速道路整備促進費			—	—				高速道路室				高速道路の整備促進及び活用促進を図るため、関係機関・団体との連絡調整を行い、高速道路網の整備を推進する。
3	河川海岸費	1	河川海岸総務費		東山ダム管理費			—	—				河川整備課				洪水調節及び会津若松市の上水道用水の確保を目的とした東山ダムの機能を維持する。
					鮫川水系ダム管理費			—	—				河川整備課				洪水調節並びにいわき市の上水道用水及びいわき地方の工業用水の確保を目的とした高柴・四時両ダムの機能の維持並びに統合運用を実施する鮫川水系ダム管理事務所の運営を行う。
					真野ダム管理費			—	—				河川整備課				洪水調節並びに相馬地方の上水道用水、工業用水及び発電のための流量の確保を目的とした真野ダムの機能を維持する。
					河川水門操作管理費			—	—				河川整備課				水門、樋門等の操作委託や点検を実施する。
					河川環境整備費			—	—				河川計画課				【河川愛護関係経費】 河川環境の美化を図るため、河川愛護運動及び河川愛護団体の育成、不法投棄物件の除却を実施する。 【猪苗代湖安全利活用対策事業】 猪苗代湖の利用者が安全かつ快適に活用できるように必要な対策を実施する。
					河川流域総合情報システム管理費			—	—				河川整備課				河川流域総合情報システムとして整備された雨量計、水位計等のシステムの維持管理を実施する。
					日中ダム管理費			—	—				河川整備課				洪水調節並びに喜多方市の上水道用水、かんがい用水及び発電のための流量の確保を目的とした日中ダムの機能を維持する。
					小玉ダム管理費			—	—				河川整備課				洪水調節並びにいわき市の上水道用水、いわき地方の工業用水及び発電のための流量の確保を目的とした小玉ダムの機能を維持する。
					千五沢ダム管理費			—	—				河川整備課				洪水調節並びにかんがい用水のための流量の確保を目的とした千五沢ダムの機能を維持する。
					田島ダム管理費			—	—				河川整備課				洪水調節及び南会津町の上水道用水の確保を目的とした田島ダムの機能を維持する。
					裏磐梯三湖管理費			—	—				河川整備課				裏磐梯三湖（繪原湖、小野川湖、秋元湖）による洪水調節機能を維持する。
					堀川ダム管理費			—	—				河川整備課				洪水調節及び白河地方の上水道用水の確保を目的とした堀川ダムの機能を維持する。
					水文観測費			—	—				河川計画課				河川の水位流量等の把握のための観測を実施する。
					猪苗代湖管理費			—	—				河川整備課				猪苗代湖による洪水調整機能を維持する。
					ダム維持管理費			—	—				河川整備課				管理ダムの各施設において、ダムの維持管理上支障を来している事象について、必要最小限の改修、補修工事を行い、施設の長寿命化を図る。
					水防施設整備費			—	—				河川整備課				出水時に活用する水防資機材を配備するため、水防倉庫を整備する。
					河川砂防管理事務費			—	—				河川計画課				【河川砂防管理事務費】一級河川の指定区間、二級河川及び砂防関係法区域における管理の適正化を図るための経費。 (1) 河川台帳の整備及び河川区域内の土地の測量・調査・囃誌登記 (2) 河川巡視員による河川巡視 (3) 各種負担金経費 (4) 砂防巡視員による砂防関係法区域の巡視 【流域治水推進事業】流域治水プロジェクトにおける治水対策の実効性を高める取組を推進する。
					こまちダム管理費			—	—				河川整備課				洪水調節及び小野町の上水道用水の確保を目的としたこまちダムの機能を維持する。
					水戸ダム管理費			—	—				河川整備課				洪水調節並びに双葉地方の上水道用水及び工業用水の確保を目的とした水戸ダムの機能を維持する。

子 項	算 科 目		財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
	目	事 項	国 庫	市町村負担		
		河川海岸維持管理費	—	—	河川整備課	一級河川（国直轄管理区間を除く。以下同じ。）及び二級河川の堤防、護岸、床止め、水門その他の河川管理施設（以下「河川管理施設」という。）の維持補修を実施するもので、補助対象にならないもの。 河道内の堆砂除去や河川愛護団体等の協力のもと、雑草等の刈り払いを実施するなど、地域と連携した良好な河川環境の保全を図る。 海岸保全施設（漁港及び港湾の区域を除く。）の維持補修を実施する。
		土砂災害情報システム管理費	—	—	砂防課	土砂災害情報システムの維持管理を実施する。
	2	河川海岸改良費	—	—	河川整備課	県管理ダム、貯水池及び河川放流の水質管理のため水質調査を実施する。
		河川流域総合情報システム事業費	—	—	河川整備課	1 県内の雨量・水位局のデータ伝送方法を自営無線から携帯通信に変更し、観測データ収集の短縮化を図る。 2 県内全域に整備された河川流域総合情報システムにおいて、稼働開始後、長年が経過し機器の老朽化が進んでいるため、雨量・水位観測所の更新の機器の更新を図る。 3 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置を行い、河川監視の強化を図る。
		河川海岸改良費	—	—	河川整備課	1 河川海岸改良事業 指定区間内の一級河川又は二級河川において施行する河川工事のうち、その総事業費が小規模で早急に実施する必要があるもので、次の各項に該当するもの。 (1)事業規模が局部的であり、改修効果が短期間に発揮できるもの。 (2)災害復旧事業にあわせて一連の改良計画により施工する必要があるもの。 (3)その他、他事業に関連して必要となる河川改良で緊急を要するもの。 2 ふなっことふるさと川づくり事業 それぞれの河川が持つ、あるいは持っている特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮し河川整備を実施する。 （具体例）ワンドの保全・創出、一連区間の魚道工の設置
		河川海岸調査費	—	—	河川計画課 河川整備課	県が管理する河川について、地域開発計画との整合性を図りながら、河川基本計画及び新規改修計画を早期に策定するとともに、河川の適正利用と流水の正常な機能維持を図るための調査を実施する。 また、海岸保全基本計画を策定するための調査、一般公共海岸区域台帳の整備及び海岸保全区域見直し調査を実施する。
	3	河川事業費			河川整備課	補助事業（河川） 【大規模特定河川事業】 事前防災対策が十分に行えなくても、計画規模の洪水が生じた場合に氾濫する危険性が著しく高い区間について、計画的・集中的な対策を実施することにより、早期に治水安全度を向上させることを目的とした事業であり、指定区間内の一級河川又は二級河川において施工される改良に関する工事のうち、概ね10年以内で完了し、事業費が10億円以上の事業であって、計画高水流量に対して流下能力が低く、氾濫のおそれがある区間で橋梁の改築や放水路の整備等の集中的な投資が必要なものについて、河川改修を実施する。 【事業間連携河川事業】 指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川において施工される改良に関する工事であって整備効果を発揮するために異なる事業の連携が必要となる区間において、相互の事業連携により、効果の早期発現や最大化を図ることを目的とした河川改修を実施する。 なお、浸水の恐れがある地域の設定については、治水計画上の外力規模を対象とする。

子 款	算 目	科 目	目 事 項	財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
				国 庫	市町村負担		
				1/2	—	河川整備課	交付金事業(河川) 【浸水対策重点地域緊急事業】 中小河川の氾濫により深刻な影響が生じた地域において、浸水対策重点地域緊急事業を推進し、もって再度災害の防止等を図ることを目的とした河川改修を実施する。
				1/2	—		【広域河川改修事業】 指定区間内の一級河川又は二級河川において、水系、大支川等の単位で一括採択し、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業において限定し、また重点整備箇所を設けて整備を進めることにより、効果的かつ効率的な河川整備を実施する。
				1/3	1/3		【都市基盤河川改修事業】 人口5万人以上の市に係る一級河川又は二級河川において、流域面積が概ね30km ² 以下の区間(市街地の整備等と関連して河川の改良工事を実施する場合は、流域面積が30km ² を超える区間を含む。)の改良工事を実施する。
				1/2	—		【総合流域防災事業】 次のいずれかに該当するもの。 1 河川事業 (1) 指定区間内の一級河川及び二級河川において、1事業の総事業費が100億円未満で、流域面積が100km ² 未満かつ想定氾濫区域人口が1万人未満であり、一定の計画に基づき施行される河川事業。 (2) 下記の事業のうち総事業費が50億円未満のもの。 ① 統合河川環境整備事業費補助の採択基準に該当するもの。 ② 水量が豊富な河川から市街地に流れる中小河川等に消流雪用水を供給する専水路整備。 ③ 堤防強化対策。 ④ 既設の遊水池又は、調整池等の改良。 ⑤ 洪水による被害が防止される区域内の家屋が5戸以上の地域において、必要最小限の区間で施行される改良工事であって、「概ね5年間で事業完了させるもの」であり、改良工事による費用便益が1以上で総事業費が1億円以上のもの。 (3) 1事業の総事業費が概ね4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川改修等。
				1/2	—		2 情報基盤総合整備事業 河川等の情報収集・提供等を行うシステム(総事業費3億円以上)で、指定区間内の一級河川及び二級河川、これら河川の河川において都道府県が管理するダム、及び過去に土石流災害、地すべり災害を受けるおそれの高い地区に係る、雨量計、水位計、水質計、地震計、漏水量計、ワイヤレスセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設、観測されたデータを取り集・処理・伝達するシステム、水位や流量等を予測・提供するシステム、並びに土石流、地すべり及びびびり崩れに関する予警報システムの整備。
				1/3	—	河川整備課	3 浸水想定区域等調査 (1) 浸水想定区域図調査 指定区間内の一級河川及び二級河川において、水防法に基づき指定河川又は指定する河川について実施する浸水想定区域の指定に係る調査。 (2) ハザードマップ調査 水防法に基づき浸水想定区域の指定により、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項及び周知に係る調査。
				1/2	1/2		【効果促進事業】 県民の水災害に対する危機管理意識の向上を図るための事業や、水防資材の整備などを、河川改修事業と一体的に実施する。
			防災・減災対策等強化 事業推進費	1/2	—	河川整備課	【防災・減災対策等強化事業推進費】 自然災害により被災した地域において、住民の安全・安心の確保に資することを目的に、再度災害の防止対策を図る。

款	子	算		科		目		務		事業主務課・室	事業	概要
		目	目	事	項	国	庫	分	区			
		4	海岸事業費	海岸事業費		1/2	—	河川整備課	河川整備課	海岸メンテナンスマンナンス事業 【高潮対策事業】 高潮波浪その他地盤の変動等による被害から海岸を防護するため海岸保全施設を築造するもので、次の各項に該当するもの。 1 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であるもの。 2 防護面積、防護人口が1 km あたり5 ha 以上又は50人以上を基準とする。 3 総事業費が都道府県が行うものにあつては1億円以上、市町村が行うものにあつては1億円以上であること。 【海岸堤防老朽化対策事業】 老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設で、次の各項に該当するもの。 1 海岸管理者による海岸保全施設の管理が適切に実施されていること。 2 老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設で、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるもの。 3 海岸保全基本計画に基づき、海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画が策定されている地区であること。 4 総事業費が都道府県が行うものにあつては5千万円以上、市町村が行うものにあつては2千万円以上であること。		
		5	ダム事業費	ダム事業費		4/10	—	河川整備課	河川整備課	ダムメンテナンスマンナンス事業 【堰堤改良事業】 県管理ダムにおいて、効用の継続的な発現のため、ダム本体、放流設備、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うことにより、ダムの機能の回復又は向上を図る。		
		6	河川等災害関連費	河川災害関連費 河川・海岸 道路・橋りょう 砂防・地すべり・ 急傾斜地		1/2	—	河川整備課	河川整備課	河川、海岸、道路、橋りょう及び砂防等の公共土木施設が広範囲にわたって被災し、その被災程度が激甚であり、災害復旧工事のみでは、維持上又は公益上、充分な効果が期待できない場合において、一定計画のもとに改良工事を通常、災害復旧工事と合併して実施する。 【災害関連事業（関連）】 河川、海岸、道路、橋りょう及び砂防等に係るもので、次の各号に該当するもの。 (1) 総工事費のうち関連工事費の割合が原則として5割以下のものであつて、関連工事費が2千4百万円以上のもの（一定計画に基づく河川、海岸工事で関連工事費が6億円を超えるものを除く。） (2) 原則として他の改良計画がないもの。 (3) 災害関連事業費によって得られる効果が大であること。 【河川等災害特定関連事業（特関）】 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条の規定により事業費の決定のあつた河川・道路及び砂防の災害復旧事業に関連して、常州、中州、狹窄部、屈曲部その他の自然の障害物又は床固め、橋りょう、堰等の工作物によって、堰上背水等流水の状況に変動を生じ、これらが当該災害の発生の原因となつた場合において、当該障害物を除却又は是正する事業。 (採択基準) (1) 他の改良計画のないもので、かつ事業によって得られる効果が大であるもの。 (2) 関連する災害復旧事業が前年に採択されたものであつて、当該災害の発生した年の翌年の4月1日の属する会計年度において採択するものとし、当該災害復旧事業箇所との距離は概ね300 m以内（堰、橋等の工作物の改築等に係る事業にあつては概ね450 m以内）のもの。 (3) 工事費は、原則として災害復旧事業の工事費を超えないものとし、概ね9百万円以上4千5百万円未満（堰、橋等の工作物の改築等に係る事業について、一連の効果が発揮させるため必要がある場合にあっては7千万円未満。）のもの。		

予 款	算 科 目	目		事 項	財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
		事 目	事 項		国 庫	市 町 村 負 担		
								<p>【特定小川災害関連環境再生事業（小川関連）】 河川の災害復旧事業にあわせて、再度被害を防止し小規模な河川の機能を保全するため、被災箇所とこれに接する未被災箇所を含めて、緩勾配護岸等により復旧する事業。 (採択基準)</p> <p>(1) 市街地若しくは市街地周辺部又は付近に学校・公園・病院等の公共施設若しくは史跡・歴史的記念物が存在する地域。 (2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域。 (3) 被災施設付近の河川区間において、絶滅のおそれのある野生動物の種等の貴重な動物種の生息・生育が確認される地域。</p>
				河川災害復旧助成費 (助成) (災特)	1/2 4/10	— —	河川整備課	<p>【災害復旧助成事業（助成）】 河川、海岸の被害が激甚であって、一定区域内の被害が著しいため災害復旧工事のみでは十分な効果が期待できない場合に改良費を加えて一定計画のもとに施行する改良事業。</p> <p>(1) 被害激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できないもの。 (2) 総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則として5割以下のものであって6億を超えるもの。 (3) 原則として他の改良計画のないもの。 (4) 助成事業費によって得られる効果が大きいもの。 (5) 上下流（前後）に悪影響を与えないもの。</p> <p>【河川等災害関連特別対策事業（災特）】 河川の災害復旧助成事業及び河川又は砂防の災害関連事業に關し、改良復旧事業による再度災害防止効果を確保するため、腐害物等支障となる原因を除去する事業で次の各号に該当するもの。 (1) 地方公共団体又はその機関が維持管理する河川又は砂防に係る工事であること。 (2) 直上下流において、災害復旧助成事業又は災害関連事業が採択されること。 (3) 災害復旧助成事業又は災害関連事業による改良復旧効果の確保に支障となる箇所、当該改良復旧事業箇所との距離は別に定める距離以内であること。 (4) 原則として他の改良計画のないものであって、かつ事業によって得られる効果が大きいものであるもの。 (5) 工事費が原則として災害復旧助成事業又は災害関連事業に係る総工事費のうち、災害復旧事業の工事費を超えないものとし、別に定める金額の範囲内のものであること。 (6) 災害復旧助成事業又は災害関連事業と同年度に採択されるものであること。</p>
				緊急砂防等災害関連費 〔災害関連緊急砂防 関係事業〕 (砂防)	2/3	—	砂防課	<p>【災害関連緊急砂防事業】 当該年発生する風水害、震災等により、水源地域に崩壊が発生し又は拡大し、生産された土砂が浸流に堆積しているもの及び当該年発生する山火事等により流域が著しく荒廃したもので、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂害を及ぼすおそれのある場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各号の一に該当し、1箇所の事業費が3,000万円以上のもの。</p> <p>1 緊急な災害復旧に先行して施行する必要があるもの。 2 公共の利害に密接な関係を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので、次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあるものと認められるもの。 (1) 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）並びにその他の公共施設のうち重要なもの。 (2) 官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの。 (3) 人家10戸以上。 (4) 農地10ha以上（農地5ha以上10ha未満で、当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。）。</p>

子 算 目 目 事 項	算 科 目 事 項	財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
		国 庫	市町村負担		
款 項	(地すべり) 渓流 その他	2/3	—	【災害関連緊急地すべり対策事業】 当該年発生、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ当該工事が原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各項目に該当し、一箇所の事業費が3,000万円以上のもの。 1 多量の崩土が渓流又は河川に流入し下流河川に直接被害を及ぼす認められるもの。 2 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）並びにその他の公共施設のうち、重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。 3 官公署、学校又は病院等の公共建築物のうち、重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。 4 人家10戸以上に直接被害を及ぼす認められるもの。	
		1/2	—		
	(急傾斜) (1)公共施設関連等 大規模斜面 その他 (2)一般 大規模斜面	4.75/10 (4.875/10) 4.5/10 (4.75/10)	0.5/10 (0.25/10) 1/10 (0.5/10)	【災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業】 当該年発生、風水害、震災等により、急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項目に該当するもの。 1 急傾斜地の高さが10m（人家等に実際の被害があったものについては5m）以上であること。 2 移転適地がないこと。 3 人家の概ね5戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。 4 事業費が1,500万円以上であること。	
		4.5/10 (4.75/10)	1/10 (0.5/10)		
	その他	4/10 (4.5/10) ()は家屋半 壊以上	1/10 (1/10)	【災害関連緊急雪崩対策事業】 当該降雪年の降・融雪等により雪崩が発生した箇所、放置すれば次期降雪期に雪崩の発生により被害を与えるおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項目に該当するもの。 1 人家概ね5戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。 2 移転適地がないこと。 3 事業費が1,200万円以上であること。	
		1/2	—		
	〔特定緊急砂防関係 事業〕 (砂防) 通常 火山	1/2 5.5/10	— —	【特定緊急砂防事業】 風水害、震災等により、土砂流出による災害等が発生した溪流及び流域において、災害を防止するために必要な一定の計画に基づき、必要となる砂防えん堤、床固工、護岸工、山腹工等の砂防設備で次の各号のいずれかに該当し、当該工事によって被害が軽減される地域内において、警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。 1 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）並びにその他の公共施設のうち重要なもの。 2 官公署、学校又は公共建築物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの。 3 人家10戸以上。 4 農地10ha以上（農地5ha以上10ha未満で当該施設に存する人家の被害を合わせ考慮し、農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。）。	
		1/2 5.5/10	— —		

子 款	算 目	科 目	目		事業主務課・室	事業概要
			事 項	区 分		
			国 庫	市町村負担		
			1/2	—		<p>【特定緊急地すべり対策事業】</p> <p>風水害、震災等により、地すべり現象が活発となり、又はばた山崩壊の規模が大となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とする地すべりに隣接する上部斜面で、一定計画に基づき、必要となる集水井工、表面排水路工、谷止め工等の地すべり防止工事で次の各号のいずれかに該当し、当該工事によって被害が軽減される地域内において、警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（一級河川又は二級河川）に被害を及ぼすおそれのあるもの。 2 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち、指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）並びにその他の公共施設のうち重要なもの。 3 官公署、学校又は病院等の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 4 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。
		災害関連地域防炎がけ崩れ対策事業費補助金	1/2	1/10	砂防課	<p>【災害関連地域防炎がけ崩れ対策事業】</p> <p>激甚災害に伴い発生した崩壊等のうち次の各号に該当するもの。「激甚災害」とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項の規定により激甚災害として指定され、かつ、かつ、同法第三条及び第四条若しくは第五条の規定による措置の適用が指定され、または指定されることとが確実である災害をいう。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第5条による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、または記載されることが確実であるがけ地であること。 2 がけ地の高さが5 m以上であること。 3 人家2戸以上又は公共の建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係るもの。 4 1箇所事業費が600万円以上であること。
	7	砂防施設費	—	—	砂防課	<p>砂防施設維持管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 砂防施設維持管理 2 地すべり施設維持管理 3 地すべり等防止法第7条及び第8条の規定に基づき、地すべり防止区域の管理、標識の設置を行う。 <p>急傾斜地維持管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に基づき指定された区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）及び同法第2条に規定された急傾斜地崩壊防止施設の維持管理、並びに急傾斜地崩壊危険区域の標識の設置等を実施する。
		砂防施設費	—	—	砂防課	<p>砂防施設整備</p> <p>流域の荒廃が著しい溪流や流出土砂量が甚だしい箇所等において、人家や公共施設（官公庁、学校、病院、鉄道、道路等）の保全のため、砂防設備の整備を図る必要のあるものうち、補助事業の採択に満たない（全体事業費1億円未満）もので、次の各項の一に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 治水砂防において、緊急性や事業効果が高く、特に優先的に砂防施設を整備する必要があるもの。 (2) 治水砂防において、緊急性は高くないが整備の必要な箇所、道路事業やほ場整備事業等の他事業と関連しており、事業調整として実施することが経済的に有効なもの。 <ol style="list-style-type: none"> 2 地すべり施設整備 <ul style="list-style-type: none"> 地すべり防止区域のうち、地すべり活動は認められるが補助採択に満たない比較的小規模な箇所、地すべり防止工事を行い災害の未然防止を図る。 3 急傾斜地施設整備 <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険区域に指定され、又は指定を予定される区域で、補助採択に満たない（全体事業費7千万円未満）ものうち、次の各項に該当するもの。 (1) 急傾斜地の高さが5 m以上のもの。 (2) 急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校病院、旅館等に危険が生ずるおそれのあるもの。 (3) 移動適地がなく、かつ工事費が至大であるもの。
		砂防調査費	—	—	砂防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 砂防調査 <ul style="list-style-type: none"> 砂防整備計画等の基礎資料を得るため、事業予定箇所の事前調査等を実施する。

款項	子算科目	目	事	項	国庫	財務区分		事業主務課・室	事業概要
						市町村負担			
									<p>2 地すべり調査 地すべり整備計画等の基礎資料を得るため、事業予定箇所の事前調査等を実施する。</p> <p>3 急傾斜地 急傾斜地整備計画等の基礎資料を得るため、事業予定箇所の事前調査等を実施する。</p>
	8	砂防事業費	砂防事業費 (砂防) 通常 火山 (地すべり) (急傾斜) ○公共施設関連等 ○大規模斜面 ○緊急改築 ○災関フロロー 〃 ○その他 (2)一般 ○大規模斜面 ○緊急改築 ○災関フロロー 〃 ○その他		1/2 5.5/10 1/2 4.75/10 4.75/10 4.5/10 (4.75/10) 4.5/10 4.5/10 4.5/10 4/10 (4.5/10) 4/10 ()	0.5/10 0.5/10 1/10 (0.5/10) 1/10 1/10 1/10 1/10 (1/10) 1/10		砂防課	<p>補助事業 (砂防)</p> <p>【事業間連携砂防等事業】 防災・安全社会資本整備交付金及び沖繩振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業（以下、砂防事業等）の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの。</p> <p>(1)土砂・洪水氾濫対策 河川事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、土砂・洪水氾濫のおおそのれのある河川のうち、国又は地方公共団体が管理する河川の流域における対策</p> <p>(2)道路保全対策 道路事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、国又は都道府県等が管理する道路の防災上重要性が高い区間等のうち、土砂災害による寸断のおおそのれのある箇所における対策</p> <p>(3)河道閉塞対策 河川事業や砂防事業等と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内（ただし、地すべりが大規模である場合など、やむを得ない場合は、概ね10年以内）で完了する砂防事業等であって、河道閉塞形成・決壊により河川管理施設又は砂防関係施設に被害を及ぼすおそのれのある箇所における対策</p> <p>【大規模特定砂防等事業】 防災・安全社会資本整備交付金及び沖繩振興公共投資交付金の交付対象事業の帰還事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の各々の採択基準に該当するものであって、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上の事業で、次の(1)及び(2)のすべてに該当するもの。</p> <p>(1)土砂・洪水氾濫対策計画等に位置付けられた大規模な基幹施設に係る砂防事業 (2)土砂・洪水氾濫対策計画に基づき、本事業の整備効果を高めるために、都道府県が都道府県単独事業や交付金事業を実施中又は実施見込みであること</p> <p>【砂防メンテナンス事業】 ①長寿命化計画の策定、変更 都道府県が管理する砂防関係施設における長寿命化計画の策定、又は策定済みの長寿命化計画の変更で、次のすべての要件に該当するもの。 令和7年度までに策定、変更されるもの。 点検、修繕、改築、更新に係る新技術等の活用による短期的な数値目標、及びそのコスト削減効果が記載された長寿命化計画であること。 砂防関係施設の老朽化対策 ②長寿命化計画が策定され、当該計画に基づく延命化の措置を適正に行っている既存の砂防関係施設の老朽化対策（修繕・改築・更新）であり、次のすべての要件に該当するもの。 次のロで規定する年次計画の総事業費から1億円を控除した額を交付対象とする（令和3年度までに採択された、社会資本総合整備計画に基づく総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業及び急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業、並びに特定土砂災害対策推進事業における大規模更新砂防等事業については、当該事業費の全額を交付対象とする）。 原則、砂防関係施設の長寿命化計画にライフサイクルコストの削減に関する具体的な方針と、新技術等の活用による短期的な数値目標、及びそのコスト削減効果が記載されていること。（令和7年度までに記載する見込みである場合を含む） 長寿命化計画に基づき概ね10年間の事業内容を定めた年次計画が策定され、この年次計画に位置付けられた砂防関係施設であること。（令和7年度までに位置付けられる見込みの砂防関係施設を含む）</p>

子 算 科 目	目 事 項		財 務 区 分	事業主務課・室	事 業 概 要
	款 項	目			
			1/2		<p>交付金事業(砂防)</p> <p>【通常砂防事業】</p> <p>砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもので、かつ原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。</p> <p>また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域の区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害警戒区域に指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>1 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>(1) 流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの。</p> <p>(2) 流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの。</p> <p>(3) 河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの。</p> <p>2 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある支流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの。</p> <p>(1) 公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋りょう等)のうち相当規模以上のもの)及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護。</p> <p>(2) 市街地、集落(人家50戸以上)の保護。</p> <p>(3) 耕地(耕地面積30ha以上)の保護。</p> <p>(4) 港湾又は河口の埋没(年間埋没1万m³以上)の防止。</p> <p>【火山砂防事業】</p> <p>砂防法第2条の規定による砂防指定地内のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、都道府県知事が施行する砂防工事(上流部の土石生産源に対して、通常の砂防工事では有列な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。)で、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもので、かつ原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。</p> <p>また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域の区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。</p> <p>1 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>(1) 流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの。</p> <p>(2) 流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの。</p> <p>(3) 河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの。</p> <p>2 前記の水系以外の水系に係るもので、1の(1)から(3)までのいずれかの要件に該当し、かつ次のいずれかに該当する効果のあるもの。</p> <p>(1) 公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋りょう等)のうち相当規模以上のもの)又は市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所の保護。</p> <p>(2) 市街地、集落(人家50戸以上)の保護。</p> <p>(3) 耕地(耕地面積30ha以上)の保護。</p> <p>(4) 港湾又は河口の埋没(年間埋没1万m³以上)の防止。</p>
			5.5/10		

子 算 科 目	目 事 項		財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
	款 項	目	国 庫	市町村負担		
			1/2	—		<p>【地すべり対策事業】 (地すべり) 地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、総事業費が1億円以上のものうち次のいずれかの場合に該当し、かつ原則として、当該地すべり防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。</p> <p>また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域の区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの。 2 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 3 官公署、学校又は病院等の公共建築物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 4 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。 5 貯水量3万m³以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの。 6 人家10戸(市街化区域に存するもののうち指定市に係るもの)以上、指定市に存する地すべり防止工事にあつては人家20戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。 7 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。(農地5ha以上10ha未満であつて当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。) <p>(ぼた山) 地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、総事業費が1億円以上のものうち次のいずれかの場合に該当し、かつ原則として、当該ぼた山崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。</p> <p>また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域の区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの。 2 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 3 官公署、学校又は病院等の公共建築物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 4 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。 5 貯水量3万m³以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの。 6 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。 7 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。(農地5ha以上10ha未満であつて当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

子 算 科 目 事 項	算 目	目 事 項	財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
			国 庫	市町村負担		
		(1) 公共施設関連等 ○大規模斜面 ○緊急改築 ○災関フロロ一 〃 ○その他 (2) 一般 ○大規模斜面 ○緊急改築 ○災関フロロ一 〃 ○その他	4.75/10 4.75/10 4.5/10 (4.75/10) 4.5/10 4.5/10 4.5/10 4/10 (4.5/10) 4/10 ()は家屋半 壊以上	0.5/10 0.5/10 1/10 (0.5/10) 1/10 1/10 1/10 (1/10) 1/10	事業主務課・室	<p>【急傾斜地対策事業】 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条の規定に基づき都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工 事（ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改修工事を除く）で、次の全ての要件に該当し、事業費が7千万円以上の もので、かつ原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険 箇所公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。 1 急傾斜地の高さが10m以上であること。ただし、当該事業が保全する区域において、市町村地域防災計画に 位置づけられている避難路及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12 年法律第57号）第8条第1工第4号における要配慮者利用施設（以下「要配慮者利用施設」という。）が存す る急傾斜地の場合は、「5m」に読み替えるものとする。 2 移動適地がないこと。 3 「土砂災害警戒区域」に指定することができる区域の区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の つき土砂災害警戒区域に指定することができ、かつ土砂災害特別警戒区域に指定されていること。 また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域が土砂災害特別警戒区域に指定されるための 事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。 4 次のいずれかの要件に該当するもの。 (1) 人家が概ね10戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。 ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7千万円」を「8 千万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。また、風倒木の発生の著しい地域（「激甚災害 」に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、 かつ同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内 の地域に限る。）における公共施設に關連する急傾斜地及び大規模地震により著しい被害が生じた地域（「激 甚災害」に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規 定により激甚災害として指定され、かつ同法第3条の1に基づき公共土木施設災害復旧事業を行う地域で、 災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。）における急傾斜地並びに要配慮者利用施設が存 する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、要配慮者利用施設につい ては、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする。 (2) 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されてい る施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画に重要な施設に倒壊等著しい 被害を及ぼすおそれのあるもの。</p> <p>【総合流域防災事業】 1 砂防事業 通常砂防事業の要件に該当し、土砂等の除石等の機能回復を含む事業で、次のいずれれにも該当しないもの。 (1) 近年発生した災害に關連するもの。 (2) 水系砂防に關連するもの（土石流対策以外の事業）。 (3) 活断層の存在する地域で実施するもの。 2 地すべり対策事業 地すべり対策事業の要件に該当し、多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（一級河川及び二級河川 若しくはこれに準ずる河川に限る。）に被害を及ぼすおそれのない事業。 3 急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地崩壊対策事業の要件に該当し、次のいずれの要件にも該当しないもの。 (1) 近年発生した災害に關連するもの。 (2) 斜面の高さが30m以上のもの。 4 雪崩対策事業 豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策事業のうち、次に該当するもので、1事業の総事業費が7 千万円以上のもの。 (1) 移動適地がないこと。 (2) 人家が概ね5戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼす おそれのあるもの。</p>
			1/2	-		
			1/2	-		
		上記急傾斜 地対策事業 と同じ	上記急傾斜 地対策事業 と同じ	上記急傾斜 地対策事業 と同じ		
			1/2	-		

款	子	算		科		目		事業主務課・室	事業概要
		目	目	事	項	国	庫		
									<p>5 土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更 既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更で、次の全ての要件に該当するもの (1) 土砂・洪水氾濫対策を目的とした計画であること (2) 国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画検討の手引き(案)」に基づき手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること (3) 土砂・洪水氾濫対策のための計画の計画期間内に、遊砂地等の基幹施設の整備が見込まれるものであること</p> <p>6 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に規定する土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他同法に基づき行われる土砂災害防止対策のための調査が必要な区域において実施する急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりのおおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害のおおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査。</p> <p>7 情報基盤総合整備事業 7-1 情報基盤整備事業 河川等の情報収集・提供等を行うシステム(総事業費3億円以上)で、指定区間内の一級河川及び二級河川、これら河川において都道府県が管理するダム、及び過去の土石流災害、地すべり災害、がけ崩れ災害若しくは雪崩災害を受けた地区又は受けのおおそれのある高い地区に係る次のものを整備する事業をいう。 (1) 雨量計、水位計、水質計、積雪計、地震計、漏水量計、ワイヤセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設 (2) 観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム (3) 水位や流量等を予測・提供するシステム (4) 土石流、地すべり、がけ崩れ及び雪崩に関する予警報システム (5) 河川利用者向けの情報提供システム(二級河川においては平成23年度までに限る。)</p> <p>7-2 土砂災害情報共有システム整備事業 土砂災害関連情報について、住民・市町村・都道府県の情報交換を推進するための土砂災害情報共有システムを整備する事業で次の全てに該当するもの。 (1) 住民の警戒避難態勢の確立に資するための通報装置の設置等のうち都道府県から住民等への情報提供に資するもの。 (2) 住民等から都道府県への土砂災害情報の提供に必要なシステムの整備。 (3) 土砂災害情報共有システム整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載にあたって定めるべき事項等については、「河川等に関する情報基盤総合整備事業全体計画の作成について」(平成17年8月1日付け国河砂第25号)に基づくものとする。</p> <p>7-3 土砂災害リスク情報整備事業 住民等に対し、土砂災害のおおそれがある区域についての周知を徹底するとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高めることを目的として実施される事業で以下の全てに該当するもの。 (1) 土砂災害警戒区域及びこれに関連する情報について、住民への周知を目的とした標識及び看板等を設置する事業(土砂災害警戒区域等の位置情報を活用し、住民理解の促進に資する図面の作図等を含む)。 (2) 土砂災害リスク情報整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「土砂災害リスク情報整備事業全体計画の作成について」(令和3年4月1日付け国水砂第123号)に基づくものとする。</p>
4	港湾費	1	港湾管理費	港湾維持管理費			港湾課	<p>1 港湾維持管理事業、港湾維持管理事業(長寿命化) 港湾の防波堤、岸壁、物揚場、航路、泊地及び臨港道路等(以下「港湾施設」という。)並びに港湾区域内の海岸保全施設の維持補修を実施する。</p> <p>港湾管理経費 港湾管理者として、港湾区域内及び港湾施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>ポートセールス事業 港湾における輸送産業の育成を図るため、ポートセールス活動を実施する。</p>	
				港湾管理費			港湾課		
				港湾振興費			港湾課		

款	子	算		科		目		務		区	分	事業主務課・室	事業概要
		目	科目	事	項	国	庫	市町村負担					
				港湾保安対策費				—	—		港湾課	国際港湾施設における警備等保安対策に要する経費。	
		2	港湾改良費	港湾改良費				—	—		港湾課	<p>港湾施設及び港湾海岸保全施設の 신설又は改良に係る工事であり、次の各項に該当するもの。</p> <p>1 港湾施設</p> <p>(1) 補助事業に関連するもので、港湾施設の安全及び利用効果を高めるもの。</p> <p>港湾管理者以外の者が施行する他事業に関連して必要となる事業で、港湾施設の利用効果が著しく高まるもの。</p> <p>(2) その他改良効果のある施設で、概ね短年度で完成できるもの。</p> <p>2 海岸施設</p> <p>(1) 国土交通省港湾局所海岸保全区域内の補助事業の対象外施設で、特に高潮、侵食による被害のおそれのある海岸上における、次の各項の一に該当するもの。</p> <p>① 防護面積1 km あたり2 ha 以上のもの。</p> <p>② 防護人口20人以上のもの。</p> <p>③ 防護面積2 ha 以内で公共施設を含むもの。</p> <p>(2) 港湾施設の維持に著しく影響を及ぼすもの。</p>	
				港湾調査費				—	—		港湾課	<p>1 港湾調査事業</p> <p>事業予定箇所の事前調査(測量、地質調査、設計等)を実施する。</p>	
				港湾計画調査費				—	—		港湾課	<p>1 港湾計画調査事業</p> <p>港湾計画の基礎資料調査等を実施する。</p>	
		3	港湾建設費	港湾事業費	1/3			1/2	—		港湾課	<p>交付金事業(港湾)</p> <p>【港湾整備総合補助金事業】</p> <p>港湾施設の利用転換による有効活用、使いやすしい港湾の形成、延命化を図るための既存施設の改良及び港湾空間の再開発・高度化を図るためのクリアランス事業等。</p> <p>【港湾改修事業】</p> <p>港湾施設の建設又は改良の港湾工事を行う。</p> <p>【効果促進事業】</p> <p>社会资本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高める事業等。</p> <p>港湾計画調査事業(補助)</p> <p>【港湾脱炭素化推進計画策定費補助事業】</p> <p>カーボンニュートラルポート形成を推進するため、港湾脱炭素化推進計画の策定や、港湾計画改訂のための調査・検討を行う</p> <p>【官民連携基盤整備推進調査】</p> <p>民間の事業活動に合わせて実施する基盤整備の事業化検討を行う。</p> <p>補助事業(クルーズ受入施設)</p> <p>【クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大促進事業】</p> <p>クルーズ旅客等の訪日外国人旅行者へ正確な情報発信を行うため、多言語案内標識等の受入施設整備を行う。</p>	
5	空港費	1	空港建設費	空港事業費	1/2			—	—		空港施設室	滑走路端安全区域 (RESA) 整備事業を実施するための経費。	
				空港整備関連費	—			—	—		空港施設室	滑走路端安全区域 (RESA) 整備事業の実施に関連する経費。	
		2	空港管理費	空港管理運営費	—			—	—		空港施設室	保安検査業務補助金等、消防警備委託、空港ビル賃貸料、空港の管理・運営に要する経費。	
				空港維持管理費	—			—	—		空港施設室	空港の土木施設、航空灯火施設等の維持管理に要する経費。(土木施設、航空灯火・電気施設管理、空港除雪等)	

款	子	算		目	科		目		務		区	分	事業主務課・室	事	業	概	要
		目	科		目	項	庫	庫	市町村負担								
				空港維持補修費 (1) 空港土木維持補修 事業(県単) (2) 空港土木維持補修 事業(補助) (3) 航空灯火等電気 維持補修事業 (県単) (4) 航空灯火等電気 維持補修事業 (補助)					1/2	1/2	—	—	空港施設室				空港の土木施設の維持補修に要する経費。 空港滑走路の舗装等更新事業を実施するための経費。 航空灯火施設、電波障害対策施設等の維持補修に要する経費。 航空灯火 LED 化更新、監視制御装置更新等を実施するための経費。
6	都市計画費	1	都市計画総務費	都市計画推進費 盛土規制基礎調査事業	1/3	—	—	—	1/2	—	まちづくり推進課	まちづくり推進課					宅地造成及び特定盛土等規制法の公布・施行に伴い、盛土に伴う災害が生じるおそれの高い地域について、県民の生命・財産を守ることを目的として規制区域を指定するために基礎調査を行う。 ①都市計画道路を見直し、今後のまちづくりと整合する計画を策定する。 ②街路整備計画の基礎資料を得るため、事業予定箇所的事前調査(測量、地質調査、設計等)を実施する。
		2	都市施設改良費	街路調査費	—	—	—	—	—	—	まちづくり推進課	まちづくり推進課					県営都市公園において、都市公園事業(交付金)を補充しながら、交付金事業で対象とならない公園施設の整備を行う。
				公園事業費	—	—	—	—	—	—	まちづくり推進課	まちづくり推進課					市町村が国庫補助事業として実施する公共下水道事業について、当該市町村に対し補助金を交付する。補助率は市町村の財政力指数に応じ、事業費の2～5%。
				下水道事業費 (市町村下水道事業 等補助金)	—	—	—	—	—	—	下水道課	下水道課					県営都市公園において、公園施設の計画的な修繕等を実施する。 福島県復興祈念公園の計画的な維持管理等を行う。
		3	都市計画事業費	市町村下水道整備代行 事業費	1/2 5.5/10	—	—	—	27.5/100 24.75/100	—	下水道課	下水道課					過疎地域自立促進特別措置法第15条の規定に基づき、一定の要件を満たす過疎町村の下水道整備のうち、幹線管渠や終末処理場等の主要な施設について、当該町村に代わって県が整備を行う。
				街路事業費 (1) 補助事業(街路) (2) 交付金事業(街路) (3) 土地区画整理事業 補助金	5.5/10 1/2,5.5/10 1/2,6/10	—	—	—	0.5/10 0.5/10 1/3	—	まちづくり推進課	まちづくり推進課					(1) 防災力が高く安全で快適な魅力あるまちづくりを進めるため、道路の整備と電線類の地中化等による無電柱化を補助事業により一体的に実施し、持続可能なまちづくりの実現に向けて、市街地の防災・減災、国土強靱化と良好な景観の形成に資する街なかの道路整備を推進する。 (2) 地方公共団体が行う社会資本整備について、その地域の課題に対応し住みよくなりため基幹となる事業(基幹事業)の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に実施する。 (3) 土地区画整理組合が都市計画事業として施行する土地区画整理事業で「土地区画整理事業採択基準(国土交通省都市局)(下記参照)」に該当するもの。補助限度額は、「組合等区画整理補助事業実施要領(国土交通省都市局)に基づき算出した補助基本額から、国庫と市町村負担を除いた事業費とする。 ①施行地区の面積が10ha以上のもの。 ②都市計画として決定された幅員12m以上の道路の新設又は改築を含むものであって、当該事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場、緑地等公共の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の概ね25%以上となるもの。 ③20ha未満の地区にあっては、施行地区内の都市計画として決定された幅員12m以上の道路及び歩行者専用道路の整備に要する費用(用地費、補修費、築造費及び舗装費並びに事務費の合計額で「用地買収方式による事業費」という。)が、当該土地区画整理総事業費の1/3以上であるもの。 (4) 地域が緊急に対応しなければならぬ課題に 대응、快適な生活環境の創出と地域の振興発展に資するため、補助・交付金事業と単独事業を効果的に組み合わせることにより、早急に対応すべき道路の整備を推進する。

款	子	算	科	目	目	財		事業主務課・室	事	業	概	要
						国	庫					
項	目	分	区	分	市	町	村	担	課	課	課	課
					1/3(用地) 1/2(施設) 1/2(施設)				まちづくり推進課			(1)レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出、都市防災機能の向上など、多様な機能を持つ県営都市公園の整備を実施するとともに、老朽化した施設の更新やユニバーサルデザイン化を推進する。 (2)都市公園においても省エネルギー対策や再生可能エネルギーの最大限の活用が必要であるため、都市公園への再生可能エネルギーの導入、整備を行う。
					2/3(用地) 3/4 (施設整備) 8/10 (効果促進)				まちづくり推進課			復興記念公園の整備を進めるため、測量設計及び工事等を行う。
7	住宅費	1	住宅総務費	住宅確保配慮者支援費	1/2	1/4		建築指導課	1	住宅セーフティネット促進補助事業 住宅確保配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)の供給を促進し、居住の安定を図ることを目的に、住宅セーフティネット制度を活用した補助事業を行う市町村に対し、その費用の一部を補助する。		
				民間住宅等対策費	1/2 2/5 1/3	1/4 1/5 1/6		建築指導課	1	木造住宅等耐震化支援事業 東日本大震災の教訓を踏まえ、地震による住宅への被害を未然に防止し、災害に強く、安全・安心なまちづくりを推進するため、木造戸建住宅の耐震診断、耐震改修等及びブロック塀等の耐震改修等に補助する市町村を支援する。 ①木造住宅耐震診断 ②木造住宅耐震改修 ③ブロック塀等耐震改修		
					1/3 1/2 1/3	0～1/3 1/6～1/9 2.875%			2	建築物耐震化促進事業 不特定多数の県民が利用する民間の大規模建築物や、県が指定する防災拠点建築物、緊急輸送路沿道建築物の耐震化を進めるため、耐震診断・耐震改修に係る必要な経費の補助を行う。 (1)大規模建築物 ①耐震診断補助 ②耐震改修設計補助 ③耐震改修補助 (2)防災拠点建築物 ①耐震診断補助 ②耐震改修設計補助 ③耐震改修補助 (3)緊急輸送路沿道建築物 ①耐震診断補助 ②耐震改修設計補助 ③耐震改修補助		
					1/2 1/2 2/5	1/6～1/9 1/6～1/9 1/12～1/6			3	ふくくしまの低炭素社会づくり推進事業 ①ふくくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業 県産木材と県内工務店を活用して木造住宅の建設等を行う建築主に対して、県産の農林水産品等と交換可能なポイントを交付する。 ②ふくくしまの家の家・担い手応援事業 ふくくしまの木を生かした家づくりを促進するために必要となる団体の担い手対策等への取組を支援する。 ③福島県省エネルギー住宅改修補助事業 住宅の省エネルギー化と高齢者の健康増進等を推進するため、既存戸建住宅の断熱改修及び高効率住宅設備への改修工事等に対し補助金を交付する。		

子 項	算 科 目		財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
	目	事 項	庫 国	市町村負担		
I 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	空き家活用推進費(再生・復興)	空き家対策総合支援事業 空き家対策を効果的に推進するため、被災者等の住宅再建・移住定住・二地域居住の促進、新婚・子育て世帯の居住の安定を図るため、市町村が行う空き家対策事業に対し補助金を交付する。また、市町村が独自に取り組み空き家対策に対し補助金を交付する。	—	—	1 空き家対策総合支援事業 空き家対策を効果的に推進するため、被災者等の住宅再建・移住定住・二地域居住の促進、新婚・子育て世帯の居住の安定を図るため、市町村が行う空き家対策事業に対し補助金を交付する。また、市町村が独自に取り組み空き家対策に対し補助金を交付する。
		多世代同居・近居推進費	多世代同居・近居推進事業	—	—	1 福島県多世代同居・近居推進事業 親世帯と子ども世帯が同居・近居するための新築・中古住宅の取得経費や、二世帯住宅へのリフォーム工費費に対し補助金を交付する。
		住宅取得支援事業費	住宅取得支援事業	—	1/2	1 来てふくしま 住宅取得支援事業 県外からの移住・定住を促進するため、良質な住宅取得を行う県外から県内への移住者を対象に、市町村が行う住宅取得支援事業に対し補助金を交付する。
		2 住宅管理費	県営住宅管理費	—	—	1 公営住宅法及び県営住宅等条例に基づき、住宅に因窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で賃貸する目的で建設した住宅(以下「県営住宅」という。)の管理に要する経費。 1 ふくしまぐらし住宅提供事業 県内への移住・定住の促進や、若年単身者の自立を支援するため、県内への移住検討者及び就労サポート機関の支援を受けて就職した者に、県営住宅の空き住戸を一定期間低廉な使用料で提供する。
3 住宅建設費	3 住宅建設費	県営住宅管理費(再生・復興)	県営住宅法及び県営住宅等条例に基づき、原子力等災害による避難者のために建設した住宅(以下「復興公営住宅」という。)の管理に要する経費。	—	—	1 復興公営住宅法及び県営住宅等条例に基づき、原子力等災害による避難者のために建設した住宅(以下「復興公営住宅」という。)の管理に要する経費。
		共同施設費	共同施設費	—	—	1 復興公営住宅法及び県営住宅等条例に基づき、原子力等災害による避難者のために建設した住宅(以下「復興公営住宅」という。)の管理に要する経費。
		共同施設費(再生・復興)	共同施設費	—	—	1 復興公営住宅法及び県営住宅等条例に基づき、原子力等災害による避難者のために建設した住宅(以下「復興公営住宅」という。)の管理に要する経費。
		復興公営住宅入居者の共同の利便に供するため、児童遊園、集会所等の共同施設の管理に要する経費。	復興公営住宅入居者の共同の利便に供するため、児童遊園、集会所等の共同施設の管理に要する経費。	—	—	1 復興公営住宅法及び県営住宅等条例に基づき、原子力等災害による避難者のために建設した住宅(以下「復興公営住宅」という。)の管理に要する経費。
4 特定優良賃貸住宅費	4 特定優良賃貸住宅費	県営住宅改善費	建設後、相当の期間が経過した県営住宅は、設備等の老朽化が進んでいることに加え、外壁の安全性や機能の低下が著しいことから、社会资本整備総合交付金を活用し、内部改善事業や屋根、外壁等の改善事業を実施する。	4.5/10	—	建設後、相当の期間が経過した県営住宅は、設備等の老朽化が進んでいることに加え、外壁の安全性や機能の低下が著しいことから、社会资本整備総合交付金を活用し、内部改善事業や屋根、外壁等の改善事業を実施する。
		市街地再開発事業費補助金	都市再開発法に基づく個人施行、組合施行による市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業制度要綱に基づく民間事業者による再開発事業の実施に関し、必要となる次に掲げる費用の一部に対し補助金を交付する。 ○市街地整備 (1) 調査設計計画 (2) 土地整備 (3) 共同施設整備	1/3	1/6	都市再開発法に基づく個人施行、組合施行による市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業制度要綱に基づく民間事業者による再開発事業の実施に関し、必要となる次に掲げる費用の一部に対し補助金を交付する。 ○市街地整備 (1) 調査設計計画 (2) 土地整備 (3) 共同施設整備
		帰還者向け災害公営住宅等整備促進費	原子力災害による避難者の帰還後の居住の安定確保、及び避難指示解除区域における新規転入者の定住を図る。	—	—	原子力災害による避難者の帰還後の居住の安定確保、及び避難指示解除区域における新規転入者の定住を図る。
		特別県営住宅管理費	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者に供給する目的で建設した住宅(特別県営住宅)の管理に要する経費。	—	—	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者に供給する目的で建設した住宅(特別県営住宅)の管理に要する経費。
II 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	公共災害復旧費(過年災害)(現年災害)	漁港及び漁港海岸保全施設の災害復旧事業で、次の各項の一に該当するもの。 1 1箇所の工事費が120万円以上のもので、原形復旧を原則とするもの。 2 被害が広範囲にわたって激甚であり、原形復旧では著しく不適当な場合に、被災後の状況に即応するよう一定計画のもとに施行するもの(通常「一定災害」と称している。)	2/3 2/3	—	漁港及び漁港海岸保全施設の災害復旧事業で、次の各項の一に該当するもの。 1 1箇所の工事費が120万円以上のもので、原形復旧を原則とするもの。 2 被害が広範囲にわたって激甚であり、原形復旧では著しく不適当な場合に、被災後の状況に即応するよう一定計画のもとに施行するもの(通常「一定災害」と称している。)

予 款	項	算 科 目		財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
		目	事 項	国 庫	市町村負担		
2	土木施設災害復 旧費	1	土木災害復旧費 公共災害復旧費 公共災害復旧費 (再生・復興) (過年災害) (現年災害)	2/3	2/3	河川整備課 道路管理課 下水道課 砂防課	公共土木施設(漁港及び港湾を除く。)の災害復旧事業で、次の各項の一に該当するもの。 1 1箇所の工事費が120万円以上のもので、原形復旧を原則とする。 2 被害が広範囲にわたって激甚であり、原形復旧では著しく不適當な場合に、被災後の状況に即応するよう一定計画のもとに施行するもの(通常「一定災」と称している。)
				—	—	河川整備課 道路管理課 まちづくり推進 課 下水道課	国庫負担法第3条に該当する公共土木施設(漁港及び港湾を除く。)の災害復旧事業で、次の項に該当するもの。 ○ 1 箇所の工事費が26万円以上120万円未満のもので、原形復旧を原則とする。
			災害調査費	—	—	河川整備課 道路管理課 まちづくり推進 課 下水道課 港湾課 砂防課 河川計画課	国庫負担法第3条に該当する公共土木施設の災害復旧事業を採択申請するための測量設計を実施する。
			都市災害復旧費 (公共土木災害復旧費) (都市施設災害復旧費)	2/3 1/2	—	まちづくり推進 課	都市計画区域の街路等、公園等、都市排水路の各施設の災害復旧事業で、次の項に該当するもの。 ○ 1 箇所の工事費が120万円以上のもので、原形復旧を原則とする。
			県営住宅災害復旧費	—	—	建築住宅課	県営住宅の災害復旧に要する経費。
		2	港湾災害復旧費 (過年災害) (現年災害)	2/3 2/3	—	港湾課	港湾及び港湾海岸保全施設の災害復旧事業で、次の各項の一に該当するもの。 1 1箇所の工事費が120万円以上のもので、原形復旧を原則とするもの。 2 被害が広範囲にわたって激甚であり、原形復旧では著しく不適當な場合に、被災後の状況に即応するよう一定計画のもとに施行するもの(通常「一定災」と称している。)

子 款	項	算 科 目		目 事 項	財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
		目	目		国 庫	市町村負担		
2	土地取得事業費							
1	公共用地取得事業費	1	道路事業費		—	—	道路整備課	道路事業の円滑な促進を図るため、道路事業用地の先行取得を実施する。
		2	用地取得円滑化対策事業費		—	—	用地室	公共事業の用に供される土地の代替地を取得し、代替地を要望する事業用地所有者に譲渡する。
		4	公園事業費		—	—	まちづくり推進課	都市公園整備事業の円滑な推進を図るため、都市公園事業用地の先行取得を実施する。
		8	用地先行取得事業費		—	—	用地室	公共事業の円滑な執行を図るため、公共用地の先行取得を実施する。
1	流域下水道事業会計							
1	収益的支出	1	流域下水道調査費		1/2	1/2	下水道課	2以上の市町村の区域を対象に一体的かつ効率的に下水を排除し処理する流域下水道を適切に管理するため、管渠点検や耐震診断などを実施する。
2	資本的支出	1	流域下水道事業(県単分)		—	1/2	下水道課	国庫補助事業で実施する流域下水道事業に伴い、交付金事業対象外の事前調査や施設等の整備・改築更新を実施する。
		2	流域下水道事業(交付金)		管渠等 1/2 処理場 〔処理施設〕 2/3 〔用地等〕 1/2	1/4 1/6 1/4	下水道課	2以上の市町村の区域を対象に一体的かつ効率的に下水を排除し処理する流域下水道施設の改築更新などを実施する。

